

ふじさわ子ども読書プラン2015

第2次 藤沢市子ども読書活動推進計画

みんなで伝えよう 読む楽しさ！ みんなで育もう 読む力！



2011年（平成23年）3月

藤 沢 市

計画の策定にあたって

今日、大きな社会経済情勢のうねりの中で、子どもや家庭をめぐる状況は変化し続けています。また、メディアの発達・普及による情報化の進展、ライフスタイルの変化等により、本を読んだり文章を書いたりする機会が減少し、「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。

国では、子どもの読書活動を支援する目的で、2000年（平成12年）を「子ども読書年」と定め、2001年（平成13年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行、翌年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、神奈川県では、2004年（平成16年）1月に「かながわ 読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。本市においても、すべての子どもたちが、本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かにつくるために、2006年（平成18年）3月に「藤沢市子ども読書活動推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めてまいりました。

そして、本年度が計画の最終年度にあたることにより、このたび、「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

この第2次計画では、引き続き『すべての子どもたちが本に親しむことのできる環境の整備』を計画の目標に、新たに『みんなで伝えよう 読む楽しさ！みんなで育もう 読む力！』をキャッチフレーズといたしました。また、第1次計画の考え方を踏襲した上で、新たに『すべての子どもを読書の楽しさに誘う』『子どもの読む力を育み、伸ばす』『地域のちからをつなげる』という3つの視点を加え、計画の目標の実現に邁進してまいります。

さらに、1人の子どもが成長する過程の発達段階にあわせた取組を示し、これに基づいて、家庭・学校・地域・ボランティアなど社会全体で子どもの読書活動を支えるために、市民の皆様との協力連携により、様々な施策に積極的に取り組んでまいります。

本計画の策定により、子どもたちが人生をより深く生きるための“かけがえのない一冊”に出会えることを願っております。今後とも、明日の藤沢を担う子どもたちが豊かな心を育み、健やかに育つためのまちづくりを進めてまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリックコメントを通して多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議くださいました策定委員の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

2011年（平成23年） 3月

藤沢市長 海老根 靖典

目 次

第1章 子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ	1
1 子どもにとっての読書活動とは… ～読書活動の意義	1
(1) 読書活動の意義	1
(2) 子どもの発達段階と読書活動	3
2 子ども読書活動推進計画（第2次計画）の位置づけ	7
(1) 計画策定の背景 ～国・県の動向	7
(2) 計画策定の目的	12
(3) 計画の位置づけと計画期間	13
(4) 計画の対象	14
第2章 子どもの読書活動をめぐる状況	15
1 子どもを取り巻く社会情勢の変化	15
(1) 少子高齢化の進行	15
(2) 経済の閉塞感と格差問題の顕在化	15
(3) 家族形態の変化と子育て支援ニーズの高まり	16
(4) 子どもの生活スタイルや遊びの変化	16
(5) 情報化の一層の進展	16
2 子どもの読書活動をめぐる動向	17
(1) 「子どもの読書活動」の普及と年代による「読書離れ」の進行	17
(2) 情報化による「読書」の多様化	18
(3) 読解力の育成・言語力の涵養 <small>かんよう</small> に対する要請の高まり	18
(4) 図書館の機能に対する多様な要請の高まり	19
3 藤沢市における子どもの読書活動をめぐる状況	20
(1) 読書の状況	20
(2) 地域の図書館の利用状況	21
(3) 子どもへの「本の読み聞かせ」の状況	22
(4) 家庭における読書活動の状況と支援への期待	23
(5) 学校図書館の状況	25

第3章 第1次計画の検証 ～これまでの取組と今後の課題.....	26
1 第1次計画における基本方針と施策体系ごとの取組の評価.....	26
2 具体的施策ごとの達成度評価と今後の課題.....	29
(1)「家庭における子ども読書活動推進」に関わる取組と課題.....	29
(2)「地域における子ども読書活動推進」に関わる取組と課題.....	30
(3)「学校における子ども読書活動推進」に関わる取組と課題.....	34
(4)「子ども読書活動に関わるボランティア活動推進」に関わる取組と課題.....	35
第4章 第2次計画の基本方針と施策の体系.....	37
1 計画の目標と基本方針.....	37
(1) 基本目標.....	37
(2) 計画推進の基本方針.....	38
2 計画推進のために期待される取組の目標 ～行動指針.....	42
(1) 家庭に期待する取組の目標.....	42
(2) 学校などに期待する取組の目標.....	43
(3) 地域に期待する取組の目標.....	45
(4) 行政が果たすべき取組の目標.....	46
3 施策の体系.....	48
第5章 具体的推進方策.....	51
1 すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘うために.....	51
(1) 乳幼児期における家庭の読書活動の支援.....	51
(2) 小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援.....	54
2 子どもの「読む力」を育み、伸ばすために.....	57
(1) 学校教育における読書活動の推進.....	57
(2) 魅力ある利用しやすい学校図書館の整備充実.....	59
3 地域のちからをつなげるために.....	61
(1) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の 推進.....	61
(2) 地域の子ども関連施設における読書環境整備とネットワーク化の推進.....	64
(3) 地域での読書活動を支える人材の育成とネットワーク化の推進.....	66
(4) 市民に対する読書活動推進の意識啓発と情報提供.....	68
(5) 計画の効果的な推進体制づくり.....	70
資料編.....	72

第1章 子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

1 子どもにとっての読書活動とは… ～読書活動の意義

(1) 読書活動の意義

～ 新たな自分探しと広がりある感動の扉を主体的に開くために ～

子どもの読書活動の意義については、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）」の基本理念の中で、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要であるとされています。

子どもにとって「読書」は、『読書による体験』（読書体験）を通じて自分が体験したことをより深く知ったり、未体験のことや未知の世界・物事を体感したりする機会となり、想像力を育み、心を豊かなものとしてくれます。また、「読書」を通じて自分を表現する力や周囲とのコミュニケーションの力が高められることが期待されます。

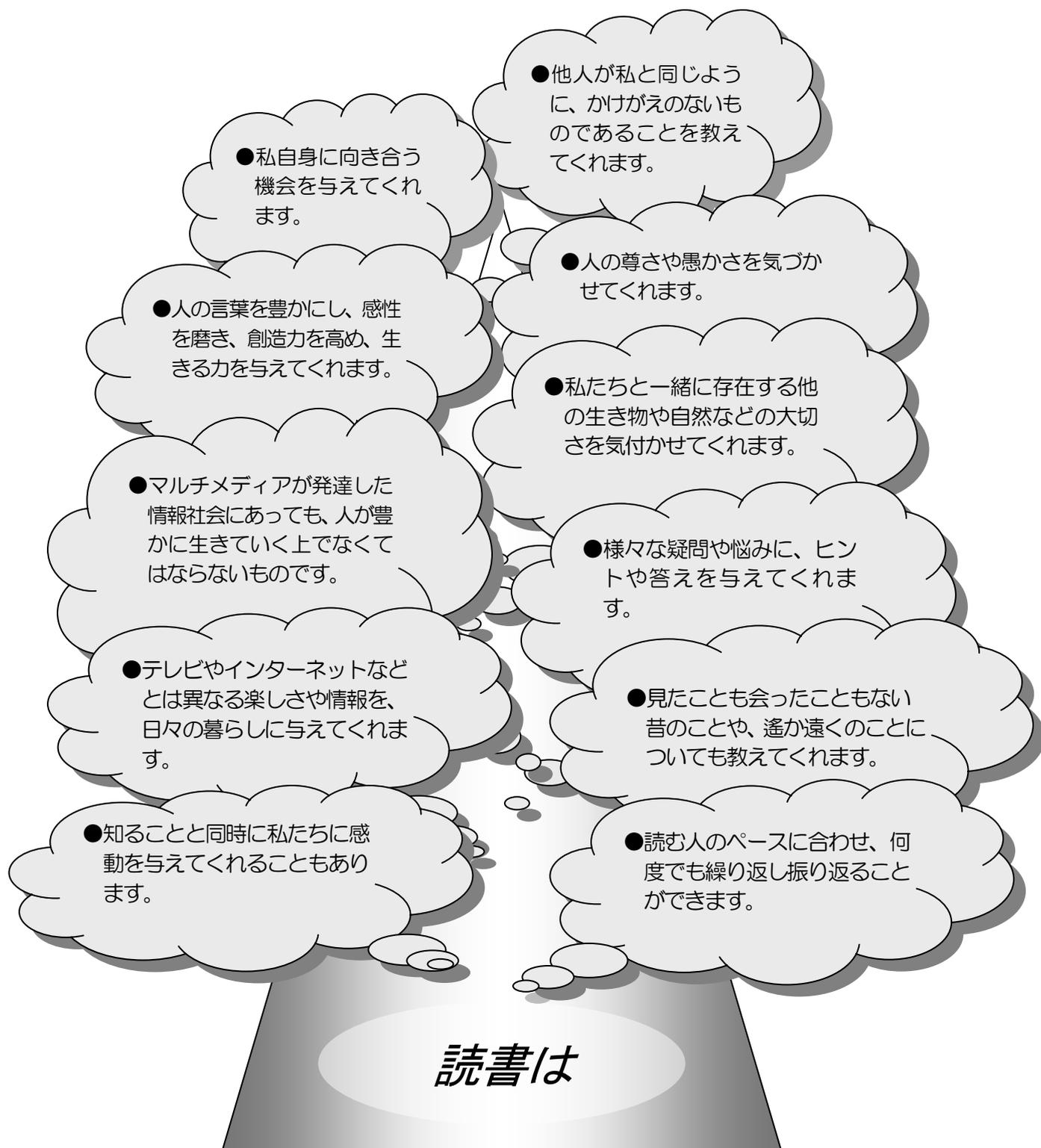
次代を担う子どもたちが、読書の喜びに出会い豊かな体験をすることで、「考える力」や「感性」を育み、健やかで心豊かに成長することは、すべての大人の願いです。

強制や干渉ではなく、子どもたちが自主的に本の楽しさを発見できるよう配慮し、地域社会全体として子どもの読書活動を支え、その機会や環境をより一層整備していくことが子どもたちを取り巻く周りの大人や社会全体に課せられた大きな責務です。



図表 1 「読書」とは

活字・印刷・紙によって作られた「本」。そしてその本の扉を開く自発的な行為としての読書。読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。



(2) 子どもの発達段階と読書活動

子どもの読書活動を支援していくためには、乳幼児期から中学生・高校生期に至るまでの発達段階に応じた特徴や課題を十分考慮し、取り組んでいく必要があります。

① 乳児期

●乳児は、保護者や周囲の大人からの「語りかけ」を通して心とことばが育まれ、安心感や信頼感が築かれます。この時期の「読み聞かせ」は、絵本を読むだけでなく、生の声でわらべうた等を楽しむのも読書活動の第一歩となります。

乳児は、絵本などを読んでくれる周囲の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとすることで、「ことば」が養われます。子どもが自己を形成していく上でも、周囲の大人からの「語りかけ」がとても大切な時期です。

また、イメージとことばが結びつくようになり、ことばの意味がわかりはじめるようになると、絵本などの読み聞かせ*をととても楽しむようになります。

「まだ字を読むことも、単語の意味を理解することもできない赤ちゃんにとって、絵本の時間とは、一番信頼できる人から『言葉の愛情』を受け取る時間です。『赤ちゃんに幸せになってほしい』というその気持ちが、言葉にのって赤ちゃんに伝わるのです。赤ちゃんは、そのあたたかな声を聴き、満足し、人と言葉で気持ちを通わす喜びを知ります。そしてその体験の積み重ねは、将来赤ちゃんが言葉の力を信じることにつながっていくのです。」（『ブックスタート*ハンドブック実施編』より）



* 読み聞かせ：本を見せながら、読んで聞かせること。

* ブックスタート：地域の保健センターで行われる0歳児健診等の機会に、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、メッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。『ブックスタートハンドブック実施編』より
本市では1歳6か月児健診時に実施。

② 幼児期

●幼児期は、自分の思いをことばで伝えようとする力が育つ時期です。「絵本」などに興味をもち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。

幼児期は、まだまだ自分ひとりでは文字を読み、理解するまでの力がありませんが、絵本を読んでもらったりお話を聞いたりすることで、その内容を自分の経験と結びつけたり、想像を巡らせたりすることを楽しむことができます。

また、読み聞かせを楽しむ一方で、今まで読んでもらっていた本を自分で読もうとし、物語や童話・昔話も十分楽しむことができるようになります。この時期、豊かな想像力や多くのことばが養われていきます。

幼児期には、できるだけ子どもと一緒に絵本を楽しみましょう。市民図書館・市民図書室など地域で催されているおはなし会の機会を利用するのもよいでしょう。

子どもが絵本などに自ら触れられる機会・環境をできるだけ多くつくってあげることが大切です。



③ 小学生期

●小学校入学後は、次第に自分ひとりでも本を読めるようになり、高学年になるほど趣味・嗜好も広がり、読む楽しさを知ることができます。

小学校低学年では、まだまだ読み聞かせにより本の世界を楽しむ時間をつくる必要があります。そして、徐々に文章を読むことができるようになって、無理に読ませようとするのではなく、大人といっしょに本に親しめるようにすることが大切です。

高学年になると、読書力もついてきて、幅広い分野に目を向けるようになります。ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など少しずつ興味が広がり、周囲の大人や、担任、司書教諭の助言を受けながら、調べ学習も含め、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。

この時期は、子どもの読書に対する興味や関心を高めるとともに、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりが重要です。その意味で、図書館をぶらりと訪ねたり、夕食後などに家族で紙芝居や本の朗読をしたりするなど、それぞれの家庭なりに工夫をしてみるのもよいでしょう。



④ 中学生・高校生期*

- 中学生・高校生期では、本とのつきあい方も多分野に広がり、深まるとともに、悩みの解決や生き方の方向性を求めるなど、多様となります。
- その一方で、多忙な生活スタイルからゆとりが少なく、読書習慣が失われてしまいやすい時期でもあり、一人ひとりに応じた働きかけが必要です。

中学生・高校生期では、興味や関心が多分野にわたるようになり、この時期に自ら多くの本に触れていくことは、生涯を通じて、読書を楽しみ、学び続けていく上で大きな力となります。

また、読書を通じて、「考える力」や「感性」が豊かなものとなり、自分の考えを「表現する力」がさらに伸ばされる時期です。

その一方で、一人ひとりにとって読書の意味合いが異なってくる時期でもありません。部活動や学習塾通いなど、多忙化する生活スタイルの中で、様々な分野に興味・関心が広がることもあり、習慣的な読書から離れていく子も少なくありません。

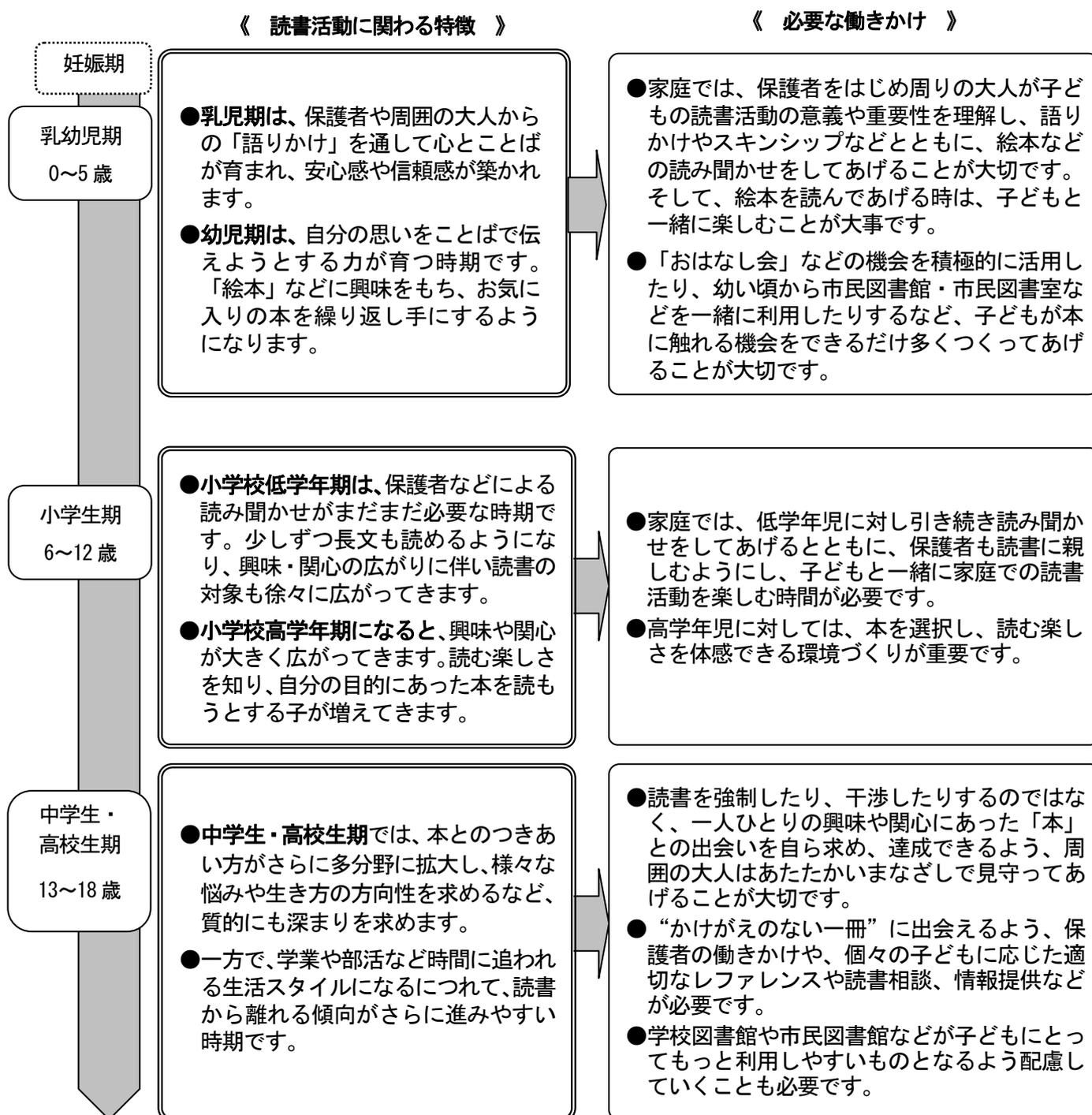
こうした時期こそ、読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった本との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人があたたかいまなざしで見守ってあげるなど、一人ひとりに応じた働きかけが大事ではないでしょうか。



* 高校生期：中学校を卒業し、おおむね18歳までの子どもを対象とする。

そして、たくさんの本だけでなく、“かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンス*や読書相談、情報提供など、学校図書館や市民図書館などが子どもにとってもっと利用しやすいものとなるよう配慮していくことも必要です。

図表 2 子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ



* レファレンス：図書館の利用者に対して、依頼された必要な資料や情報を提供すること。

2 子ども読書活動推進計画(第2次計画)の位置づけ

(1) 計画策定の背景 ～国・県の動向

① 国における取組

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

また、平成14年には概ね5年間にわたる国の施策の基本方針を明らかにする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定されました。

本市では、これらを受け、平成18年3月に「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが果たす役割を明らかにした上で、今日まで子どもの読書活動推進のために様々な取組を進め、一定の成果を得ることができました。

しかし、この間、新たな計画策定の前提となる環境にも変化があり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）の策定や子どもの読書活動推進にかかわる関連法の改正などが行われており、本市の新たな計画策定にあたっては、これらの内容を踏まえ、整合を図りながら検討していく必要があります。

そこで、国・県のこれまでの主な動きを整理しておくとして、平成17年の「文字・活字文化振興法」の成立に続き、翌年には「教育基本法」の改正、平成19年には「学校教育法」の改正、平成20年には「社会教育法」、「図書館法」の改正と、子どもの読書活動推進に関連する法改正が行われています。

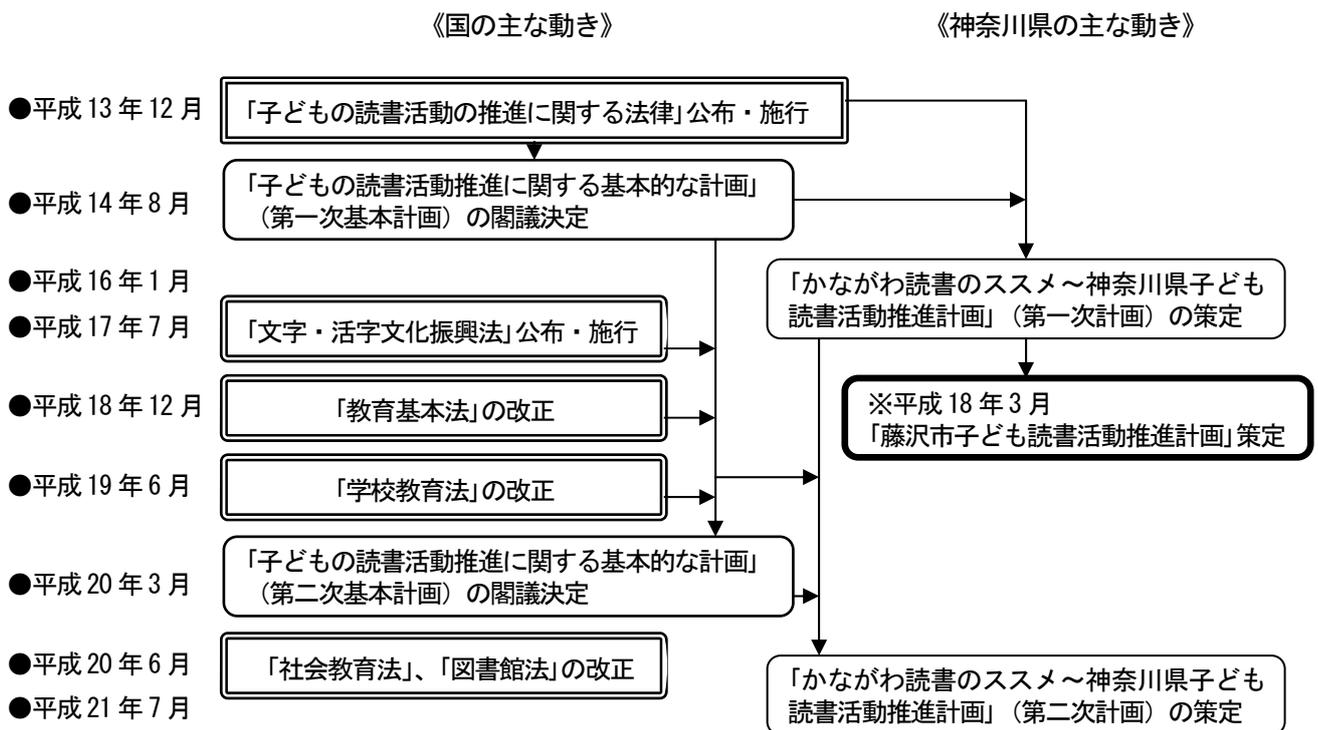
また、平成20年3月には国の第一次基本計画が終期を迎えたことから、その成果・課題を踏まえた新たな5か年計画として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）が策定されました。

同時期に、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領、中学校学習指導要領なども改訂され、児童・生徒の「思考力」、「判断力」、「表現力」などを養う観点から各教科における言語活動の充実を図ることが必要とされ、その方策として読書活動が不可欠とされています。

さらに、国会の衆参両院において平成 22 年を「国民読書年」と定め、読書への国民の機運をいっそう高めるため、国をあげて努力していくことが決議されました。

子どもの読書活動推進を支える役割の一翼を担う図書館に関しては、平成 20 年 6 月に「図書館法」が改正され、司書などの資格取得要件の見直しとともに、図書館の運営状況に関する評価、改善や関係者への情報提供が規定されています。

図表 3 子どもの読書活動推進に関わるこれまでの国・県の取組



図表 4 主な法改正などのポイント

●文字・活字文化振興法の公布・施行（平成 17 年 7 月）

- ◎この法律では、わが国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進などを図るために国語が日本文化の基盤であると規定されるとともに、「言語力」という概念が盛り込まれています。
- ◎学校教育において、「読む力」、「書く力」及び「言語力の涵養」^{かんよう}に十分配慮するよう規定するとともに、地域における文字・活字文化の振興にあたっては、公立図書館が住民の需要に対応する役割を果たすべきであるとしています。

※言語力：自分の考えを文章やことばで表現する力を指す。近年、小中高生の文章やことばで表現する力が学力とともに衰えている状況を受け、中央教育審議会では「ことばは学力向上のために欠かせない手段」と位置づけて、小学校の低学年から、国語だけでなく全ての教育活動を通じて言語力を育成することとしている。

●教育基本法の改正（平成 18 年 12 月） ●学校教育法の改正（平成 19 年 6 月）

- ◎「教育基本法の改正」により、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられました。
- ◎新しい教育基本法の理念を受けて「学校教育法」が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21 条）が掲げられました。

●新学習指導要領の告示（平成 20 年 3 月）

- ◎平成 20 年 3 月に告示された小・中学校の新学習指導要領においても、「言語力の育成」が新たな基軸として打ち出され、「各教科などの学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論などの言語を使った活動（言語活動）を充実すること」とされています。

●「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)の策定(平成20年3月)

- ◎「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)の期間満了に伴い、第二次となる計画が策定され、平成20年3月に閣議決定されました。
- ◎第一次の取組の成果として、公立図書館と連携する学校の増加や司書教諭の配置の促進、学校におけるボランティアとの連携の促進などが挙げられる一方で、学校段階が進むにつれ生じる読書離れや子どもたちの読解力の低下などが課題として挙げられ、読書の必要性が指摘されています。

【改定のポイント】

- 主要施策の数値目標化
- 第一次基本計画における成果と課題等を整理
- 国、地方公共団体、関係機関等の連携体制を強調
- 家庭・地域・学校の取組に再構成

【家庭における取組】

- ・家庭教育に関する講座等を通じた保護者に対する理解の促進
- ・家庭における読み聞かせなど読書活動に資する情報提供の推進

【地域における取組】

- 子どもの読書環境の地域格差の改善
 - ・市町村推進計画の策定率向上
 - ・公立図書館未設置の解消
 - ・児童図書室等の整備の推進
 - ・移動図書館によるサービス向上
- 公立図書館の情報化の推進
 - ・図書館HP開設率向上
 - ・来館者用コンピュータの完全設置
 - ・オンライン閲覧目録の完全導入
- 公立図書館に係る人材の養成
 - ・図書館ボランティアの養成
 - ・司書に対する研修の充実

【学校などにおける取組】

- 学校段階に応じた読解力の向上
 - ・言語力育成に資する読書活動の推進
- 学校における条件整備
 - ・学校図書館図書標準の達成促進
 - ・司書教諭の未発令校への発令促進
 - ・学校における超高速インターネット接続率向上

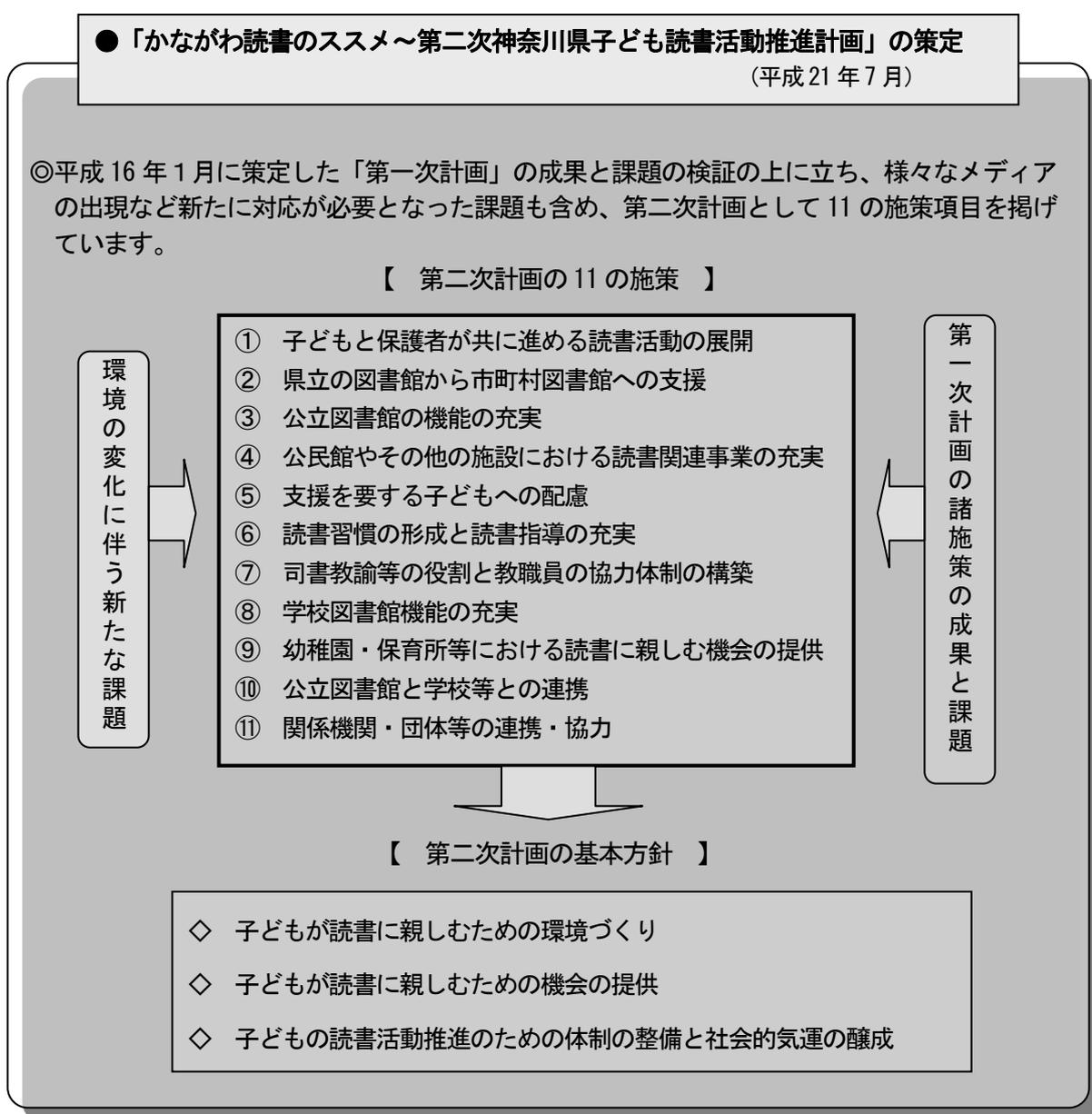
●図書館法の改正(平成20年6月)

- ◎平成20年6月には、「図書館法」が改正され、司書などの資格取得要件の見直しが行われるとともに、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供に努めるよう規定されています。

② 神奈川県における取組

神奈川県では、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）の策定を受け、平成 21 年7月に「かながわ読書のススメ」（第二次神奈川県子ども読書活動推進計画）を策定しました。この中で、第一次計画の成果や課題を踏まえるとともに、新たに提起された課題へ対応する観点から、11 にわたる施策目標が設定されています。

図表 5 神奈川県計画の改定のポイント



資料：「かながわ読書のススメ」（第二次神奈川県子ども読書活動推進計画）より要約

(2) 計画策定の目的

本市では、平成 18 年の「藤沢市子ども読書活動推進計画」（第 1 次計画）に掲げた施策・事業の方向性に基づき、子どもの発達段階に応じた課題や家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を考慮しながら様々な取組を進めてきました。

今後もこれまでの取組の成果や残された課題をふまえながら、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化に向けてなお一層の取組を進め、子どもたち一人ひとりが発達（成長）段階に応じて主体的に読書活動を続けられ、読書を通じた人間力の向上や人間関係の形成に資するよう、そのための環境整備、風土づくりに邁進していく必要があります。

こうした認識のもと、今後 5 か年を見据えながら、本市における子どもの読書活動推進の基本的な方向を、地域が共有するビジョンとして掲げるとともに、その実現に向けた施策・事業をより一層総合的かつ効果的に推進するため、「第 2 次藤沢市子ども読書活動推進計画」を策定します。

特に、今後 5 か年を、第 1 次計画期間に続く“第 2 ステージ”として位置づけ、これまでの取組の成果を「点」から「線」へ、「線」から「面」（ネットワーク）へと広がりあるものとすることに重点を置き、子どもの読書活動をめぐる状況や新たな課題を設定するとともに、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき取組の方向を明らかにするものです。

なお、新たな計画策定にあたっては、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成 20 年 3 月閣議決定）」や神奈川県に関連計画との整合に配慮するとともに、第 1 次計画期間におけるこれまでの取組の成果や課題の検証の上に立つものとします。

(3) 計画の位置づけと計画期間

○ 市全体の共通目標と行政推進の基本計画として

この計画は、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条の規定に基づき策定する計画であり、子どもの読書活動の推進に関する「第2次計画」として市全体が取り組むべき共通の目標を掲げるとともに、その実現に向けた行政推進の基本計画として具体的な施策の方向や取組内容を示すものです。

このため、本市のまちづくり・行政運営の総合指針である「藤沢市新総合計画」をはじめ、その他関連する計画との整合に努め、施策・事業間の調整・連携を図るものとします。

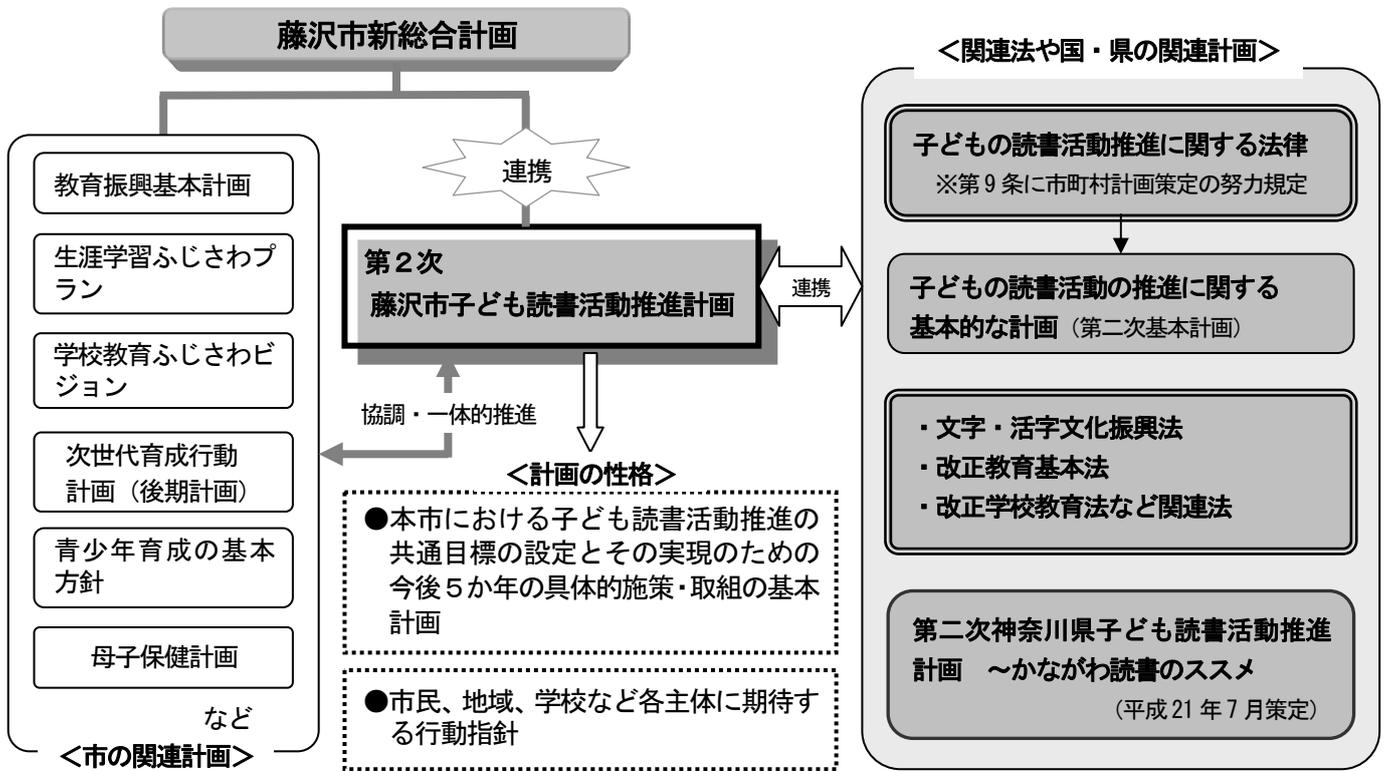
○ 子どもを取り巻く大人や地域社会全体の行動指針（アクション・プラン）として

子どもを取り巻く家庭や地域、学校などに対しては、本市がめざす子どもの読書活動推進の考え方について理解と協力を求め、それぞれの役割を認識しながら広く主体的、実践的な取組が進められることを期待する“アクション・プラン（行動指針）”となるものです。

このため、2015年（平成27年）をめざすこの計画が市民に広く親しまれるよう、計画の呼称を「ふじさわ子ども読書プラン2015」とします。

計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。

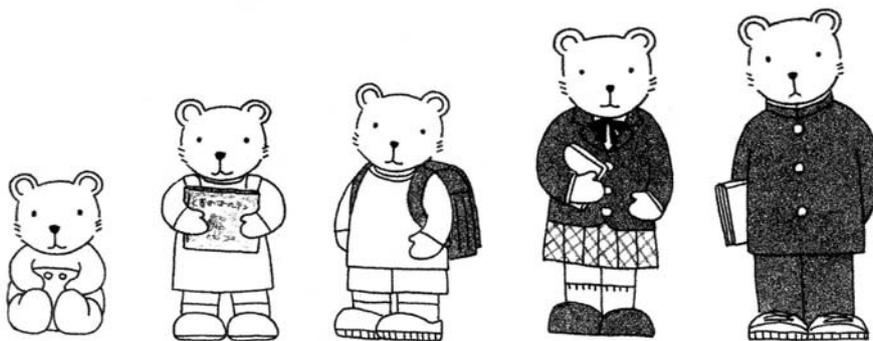
図表 6 計画の位置づけと性格



(4) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わる市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。



第2章 子どもの読書活動をめぐる状況

1 子どもを取り巻く社会情勢の変化

昨今の大きな社会経済情勢のうねりの中で、子どもや家庭をめぐる状況も変化し続けています。

(1) 少子高齢化の進行

わが国の少子化傾向は長年歯止めがかからず一段と進行し、総人口は減少に転じています。この結果、高齢化の進展とともに、労働力人口の減少、未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化などに伴う地域社会での人間関係の希薄化など、社会構造上の問題が顕在化していると言われていています。

こうした中、本市の総人口や世帯数は、ともに増加傾向で推移を続けています。

その一方で、一世帯あたりの人員は減少基調で推移しており、引き続き単身世帯や核家族世帯が増加していくと考えられます。

(2) 経済の閉塞感と格差問題の顕在化

「リーマン・ショック」と呼ばれる世界規模での経済危機以降、企業収益の低迷や金融の先行き不安などを背景にわが国の経済は低成長傾向が長期化し、閉塞感が高まっています。

こうした影響は、消費の低迷や地域経済の疲弊という形で現れ、雇用環境を一段と厳しいものとしています。

この結果、失業者や非正規労働者の増加がみられ、家庭の経済状況によっては子どもの教育・学習の機会が奪われるといった貧困の「世代間連鎖」が懸念されています。特に、ひとり親世帯の「子どもの貧困率」は、OECD諸国の中でも高い水準にあります。

(3) 家族形態の変化と子育て支援ニーズの高まり

ライフスタイルの変化や昔からの地域社会の変化に伴い、核家族や共働き世帯が増えています。また、子育て中の母親の孤立化も見られ、子育てを支援する施策充実への期待が一段と高まっています。

(4) 子どもの生活スタイルや遊びの変化

子どもの数自体が減少傾向にあるとともに、防犯意識の高まりにより、子どもの生活スタイルや遊びの変化も顕著です。特に、異年齢児と遊ぶ機会や戸外の遊びが減少しており、子どもの自主性や社会性が育まれにくい状況が懸念されています。

(5) 情報化の一層の進展

テレビ、ビデオ・DVDのほか、インターネットや携帯電話などが身近で日常的な情報入手のツールとなり、大人に限らず子ども世代まで日常生活の中に深く浸透しており、必要な情報をいつでも気軽に入手できるようになっています。

反面、膨大で雑多な情報が洪水のごとく子どもたちに押し寄せる環境が生まれ、時として犯罪に巻き込まれるような様々なリスクや危険も伴ってきており、自分に必要な情報をうまく取舍選択し使いこなす力、「情報リテラシー」を養うことが不可欠となっています。

また、余暇時間をテレビゲームのほか、インターネット利用や携帯メールに費やす傾向も見受けられます。こうした“バーチャルな一人世界”への過度な依存が実体験の機会や対人的なコミュニケーションの機会を少なくし、子どもたちの想像力や表現力の発達に少なからず影響を及ぼしていることも懸念されています。

さらに、地域社会との関わりの減少だけでなく、家族間でのコミュニケーションの機会も少なくしているとの指摘もあります。

2 子どもの読書活動をめぐる動向

(1) 「子どもの読書活動」の普及と年代による「読書離れ」の進行

1990年代からは、子どもの読書離れが言葉の乱れやコミュニケーション力の低下などの原因として語られ、社会問題となっていました。

しかし、その後の「子どもの読書活動推進に関する法律」施行に伴う様々な取組を背景に、近年では子どもの読書量は、増加傾向を示しています。

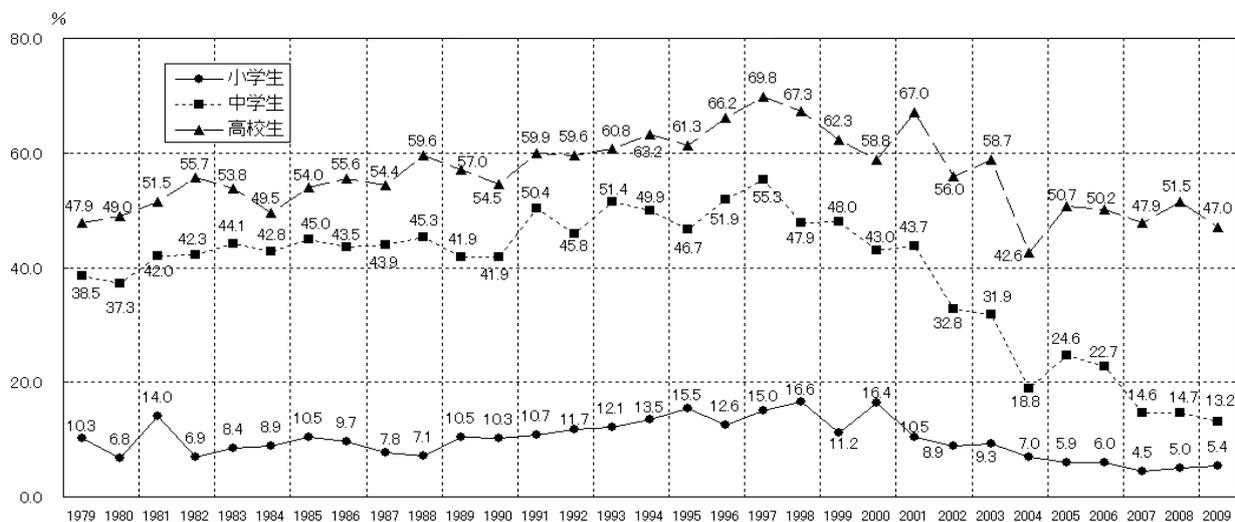
「読書世論調査」（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生では1980年代の6.2冊から2000年代には8.2冊に増加し、平成20年度（2008年度）調査では11.4冊となっています。

また、中学生、高校生についても、1980年代、1990年代に比べて近年では増加傾向に転じ、平成20年度（2008年度）調査では、中学生3.9冊、高校生1.5冊になっています。

しかし、その一方で一定の読書をしている子どもの割合は、小学生よりも中学生、さらには高校生と学齢が上がるほど少なくなるなど、依然として年齢とともに「不読者」の割合は高く、読書離れが進みやすい傾向にあることが指摘されています。

学年が上がるにつれ読書離れが進み、特に高校生での読書習慣の希薄化は全国的に指摘されるところであり、その対策が求められています。

図表 7 不読者の割合（不読率）の推移



資料：「読書世論調査」（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）

(2) 情報化による「読書」の多様化

情報化の進展や新たなメディアの出現は、子どもの読書活動という視点からみても、従来の“本”による読書のイメージを変え、読書のあり方も様変わりしつつあります。特に「ケータイ小説」に代表されるように、携帯電話やパソコンでインターネット上の小説を読む子どもも少なくないものと推察され、また、調べ学習でインターネット上の情報も活用するなど、インターネットなどとの関わりが増えてきています。

出版業界でも情報化に対応し電子図書の発行への取組が急速に進んできており、こうした動きは今後加速されるものと見込まれます。

こうしたインターネットなどの電子メディアの利用は、「読書」のきっかけづくりや、興味ある情報を気軽に入手できる手段としての有用性は否定できません。今後、子どもの読書活動を考える上で、こうした動向にも注目する必要があります。

(3) 読解力の育成・言語力の涵養^{かんよう}に対する要請の高まり

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちにとって、基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、それらを活用して様々な課題を解決していくために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けていくことが重要視されています。

平成20年3月に告示された新しい学習指導要領においても、引き続き、「生きる力」の理念を共有し、学校の教育課程全体を通して、基礎的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する能力などを育てていくことが必要とされています。

子どもたちの「読解力」については、低下傾向との結果が平成15年のOECDによる生徒の学習到達度調査(PISA)から指摘されました。この“PISAショック”以来、読解力の向上が社会的な関心を呼び、大きな課題と位置づけられています。

こうした背景から、学校教育法では、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されました。

また、新学習指導要領では、「各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。」が打ち出されるなど、学校の教育活動のあらゆる場面で言語活動を充実していくことがますます重視されています。

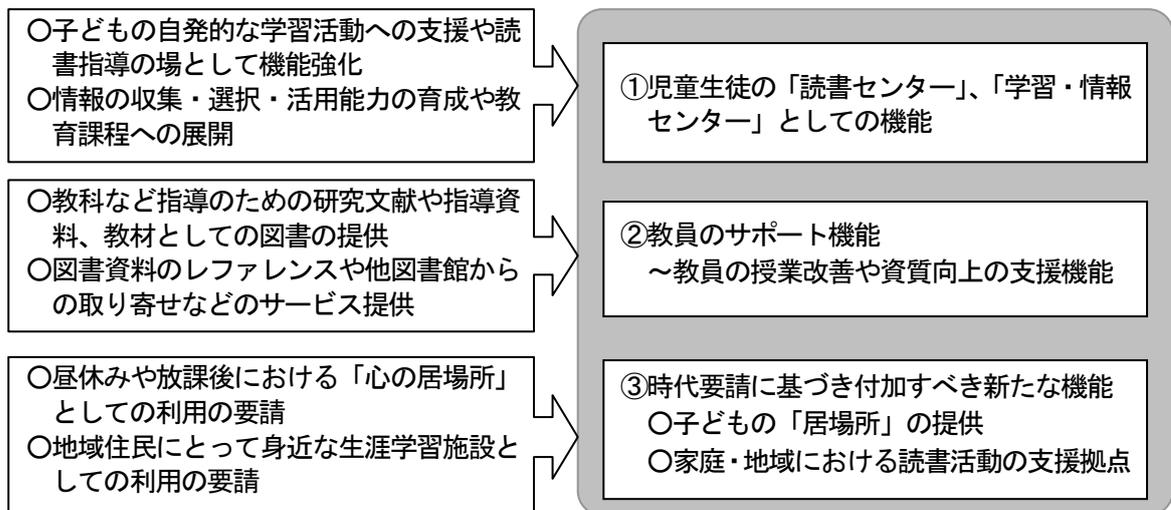
(4) 図書館の機能に対する多様な要請の高まり

子どもの読書活動を推進する上で、図書資料の充実や相談、レファレンス・サービス、関連情報の収集・提供・発信、人材育成（研修会の開催、講師派遣など）、関係機関・団体との連携・協力といった従来から取り組まれている図書館の機能充実が求められています。

さらに今日では、家庭や地域社会の変化に伴って、子どもたちにとっての「心の居場所づくり」や「放課後の安全・安心な居場所（活動の拠点）づくり」といった新たな施設活用のあり方への要請も高まっています。

特に、学校図書館に対しては、子どもにとってこうした新たな拠点として機能するだけでなく、地域の生涯学習活動の拠点のひとつとして「地域に開かれた」学校図書館のあり方が模索され始めています。

図表 8 学校図書館に求められる3つの機能・役割



資料：平成 21 年 3 月「子どもの読書サポーターズ会議」（文部科学省）報告を参考に作成

3 藤沢市における子どもの読書活動をめぐる状況

(1) 読書の状況

●子どもたちの読書率が上昇し、読書をする子どもが着実に増えている

子どもの読書の状況について、「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかわるアンケート調査」*では、小学生全体（2年生、5年生の平均）の不読者（1か月の間に1冊も読んでいない人）がわずか4.1%にとどまり、平成20年度に神奈川県で行われたアンケート調査の5年生平均の15%に比べて極めて低率となっています。

また、中学生（2年生）の場合も、「全校一斉読書」（朝読*）の取組の成果が表れる結果で、不読者は4.7%にとどまり、県平均を大きく下回っています。

これを平成17年度に神奈川県が実施したアンケート調査結果（藤沢市分）と比べると、小学校5年生の場合、不読者は約16%から6.4%へと大きく減少しています。また、中学2年生では約20%から4.7%へと激減しています。

このように、全国的に“読書離れ”の傾向が取り沙汰される中、本市では学校での「朝読」など第1次計画策定後の取組の成果として、読書率が確実に上昇しています。

●全体の読書率が上昇している中で、依然として残る「学年が上がるほど進む読書離れ」の傾向

前述のとおり、小学校、中学校を通じて不読者の割合（不読率）が減少し、小学生や中学生では5%ほどにとどまっているのに対し、高校生（2年生）になると不読率が37.0%にまで跳ね上がっており、小・中学校の段階で取り組まれてきた読書の習慣が高校生になると断ち切れてしまい、読書から離れてしまう傾向が見受けられます。

* 「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかわるアンケート調査」：平成21年11月実施。

* 朝読：朝の読書。学校などで、「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」を原則に、始業前の10分間程度を読書の時間に充てる活動。

不読の理由について、中高生では、「本を読むことが嫌いだから」を挙げる割合は相対的に少なく、いずれの場合も「本を読む時間がなかったから」が第一位に挙げられています。

次いで、子どもが読書から離れる理由として、「読みたい本がなかった」が挙げられ、「読む時間がなかった」という物理的な問題と同様、子どもたちの嗜好、興味・関心に応え得る本との出会いが少ないと感じられている状況が示されています。

これらの結果から、子どもの発達段階に応じ、多様な読書のきっかけを提供することや、生活の中で、より気軽に読書を楽しめる機会づくりや環境の整備充実に一層取り組む必要性が浮かび上がってきます。

●学年が上がるほど「ケータイ小説」を読む子どもたちが増加している

「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかわるアンケート調査」によると、中高生では、「ケータイ小説*を読んだ経験がある」割合が全体の4割を超えています。

特に、高校生（2年生）では、「経験がある」割合が52.7%と半数を超え、女子に至っては70.2%となっています。学年別には高校生（2年生）の方が中学生（2年生）よりも携帯小説を読んだ経験がある比率が高くなっています。

（2）地域の図書館の利用状況

- 「地域の図書館」の利用は学年が上がるにつれ少なく、図書館とのつながりが希薄
- 図書館の利用を遠ざけている理由は、時間的な問題とともに、施設立地上からくる不便さが最も大きな要因であり、また、中高生での読書機会や興味をそそる図書の不足が挙げられている

「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかわるアンケート調査」では、市の図書館の1か月あたりの利用状況は、小学生では、「まったくない」が56.7%と半数を超え、「1回～2回」が27.2%などとなっており、高学年ほど市の図書館

* ケータイ小説：携帯電話のインターネット機能を介して執筆・閲覧される簡易な小説（電子書籍）。10代から20代を中心に閲覧され、人気のケータイ小説は、文庫化やテレビ化、映画化されるなど、大きな影響力を持っている。

を利用する割合が少ない傾向が見受けられます。

また、中高生の場合、「まったくない」が79.3%と全体の8割ほどを占めます。

市の図書館に行かなかった理由として、小学生では、「図書館に行く時間がなかったから」(56.9%)が最も多いものの、「図書館が遠いから」(30.1%)や「一緒に行く人がいないから」(26.8%)が3割前後に上ります。また、「本を読むよりも他に楽しいことがあるから」(22.0%)が約2割という結果です。

一方、中高生では「何となく行く習慣がないから」が全体の6割近く(58.1%)を占め、中高生にとって図書館が必ずしも身近な施設として捉えられていない状況が浮き彫りになっています。また、小学生の結果と同様に、「遠くて不便だから」(28.8%)が挙げられているほか、「読みたい本がないから」(22.3%)が指摘されています。

また、中高生にとって、自分が読む本に関する情報の入手方法としては、「書店」(56.1%)をはじめ、「家族や友人知人」(47.6%)や「テレビ」(44.6%)、「新聞や雑誌、広告」(32.8%)などが多く利用され、「地域の図書館で紹介されたもの」はわずか7%程度にとどまる結果です。

(3) 子どもへの「本の読み聞かせ」の状況

- 8割を超える保護者が、子どもに対する読み聞かせを「している(していた)」状況
- 本の読み聞かせを行っている時期は、「1歳前後」から「4～6歳」までが主流

「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかわるアンケート調査」では、子どもに対して本の読み聞かせを「している(していた)」保護者は全体の84.4%と、「していない(していなかった)」(14.8%)を大きく上回る結果となっています。

また、読み聞かせを始めた時の子どもの年齢では、「1歳」(36.9%)や「1歳未満」(35.3%)がともに全体の3割を超えており、早い時期から読み聞かせが行われている状況がうかがえます。

さらに、読み聞かせを終えた年齢(今でも読み聞かせをしている人を含む)では、「4～6歳」が56.5%と最も多い結果となっています。

(4) 家庭における読書活動の状況と支援への期待

- 子どもの読書活動推進における家庭の役割を認識し、「図書館に連れて行く」など具体的な行動をとっている家庭も少なくない
- 子ども読書活動推進の上で期待することとしては、家庭（保護者）自らの積極的な取組とともに、学校での読書活動や図書館の機能・サービスの充実への期待が大きい

「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかわるアンケート調査」では、子どもの読書活動を推進する上、家庭で実行していることとしては、「図書館に連れて行く」（44.0%）が4割を超えるほか、「本を買い与える」（38.5%）や「子どもが本を読んだらほめる」（33.1%）、「本のことについて話をする」（30.5%）がそれぞれ3割を超える結果となっています。

このように、家庭での読書活動としては、図書館利用が多い結果となっていますが、先の子どもの利用状況にみられるよう、大人についても図書館の利用が遠ざかっていく状況があり、子どもも含め市民にとってより身近で、もっと使い勝手のよい図書館のあり方を模索していく必要があります。

次に、保護者に「家庭」「学校」「地域」において取り組むべき事柄を自由に記述してもらった結果をみると、延べ438件の意見のうち、家庭での取組に関しては、「本が身近にある環境をつくる」（55件）が最も多く、次いで、「家庭で読み聞かせをする」（45件）、「親が読書をしている姿を見せる」（23件）となっています。

家庭でも身近に本を揃える環境づくりの重要性とともに、子どもに読書を薦めるだけでなく家族も自ら読書に親しむよう心がけ、時には本について話し合うなどの必要性が挙げられています。

学校に期待する取組としては、「読書の時間を確保してほしい」（56件）が最も多く、次いで、「学校で読み聞かせをしてほしい」（19件）、「学校の図書室の本を充実させてほしい」（16件）となっています。

また、地域に期待する役割としては、「本の紹介をしてほしい」（25件）が最も多く、次いで、「図書館のシステムや本の整理について」（11件）、「図書館を増やしてほしい」（10件）など、図書館機能の充実に対する要望が寄せられています。

図表 9 子どもの読書活動推進の上で期待すること（アンケート調査の自由意見要約）

	内 容	件数
【家庭】	本が身近にある環境をつくる	55
	家庭で読み聞かせをする	45
	親が読書をしている姿を見せる	23
	本を読む習慣をつける	16
	本のことについて話す	14
	本を読む時間をつくってあげる	14
	図書館に連れて行く	12
	テレビを消す	10
	無理に押し付けない	8
	家庭で子どもにあった本を与える	7
	読み聞かせに連れて行く	7
	読書がしやすい環境づくりをする	4
	音読・再読をする	4
	本に優劣をつけない	2
	子どもに本を読ませる工夫をする	1
ブックスタートについて	1	
【学校】	学校で読書の時間を確保してほしい	56
	学校で読み聞かせをしてほしい	19
	学校の図書室の本を充実させてほしい	16
	学校で本の紹介をしてほしい	12
	読書を宿題にしたり、感想文を書かせたりする	11
	学校の図書室で本を貸し出す	6
	本の情報交換をする	5
	学校で読書の意義を教えてほしい	2
	学校の図書室を開放してほしい	1
【地域】	本の紹介をしてほしい	25
	図書館のシステムや本の整理について	11
	図書館を増やしてほしい	10
	地域での読み聞かせを増やしてほしい	9
	移動図書館がほしい	8
	図書館の本を充実させてほしい	7

(5) 学校図書館の状況

- 小学生では、高学年ほど学校図書館の利用率が低く、中高生になるとさらに利用率は低くなる。その理由は「時間がない」、「読みたい本が置いてない」など
- 本の紹介や学校図書館の充実を望む声も多い。司書教諭や学校図書館専門員が配置されたことで学校図書館の機能やサービスの充実が期待される

アンケート調査によると、1か月に学校図書館に行った回数が「0回」となっているのは、小学2年生1.9%、小学5年生16.5%、中学2年生60.4%、高校2年生45.5%という結果であり、学校図書館でも学年が上がるにつれて利用率が下がっています。

その一因として、置いてある本が古かったり、汚れていたりすることがあります。同時に、子どもに“出会ってほしい本”や学習の参考になる本が置いてあるにもかかわらず、「子どもと本をつなぐ人」がいないことも大きな要因となっているものと考えられます。

そのため、司書教諭*を市内小・中学校全校に配置するとともに、小学校5校、中学校2校をモデルケースとして学校図書館専門員*を配置しました。



* 司書教諭：学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により平成15年度から12学級以上の学校に必置となった。

* 学校図書館専門員：本市において平成22年4月から配置された。司書または司書教諭の資格をもち、専門的な知識を生かして、学校の司書教諭と図書室に入っているボランティアと協力しあいながら、子どもたちの読書活動を推進・支援する人。

第3章 第1次計画の検証 ～これまでの取組と今後の課題

1 第1次計画における基本方針と施策体系ごとの取組の評価

第1次計画では、『すべての子どもたちが本に親しむことのできるような環境の整備』を目標に、次の諸点を基本方針に据えた取組を進めてきました。

- ◎子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う、市民図書館や学校図書館の充実に努める。
- ◎市民図書館や学校図書館だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体が協力や連携してこの計画を進める。
- ◎子どもが本に親しむようになるには、大人の強制や干渉によっては成し得ないので、子どもたちが自ら本の楽しさを発見できる機会や環境を整備するという観点に留意する。

また、この考え方を具体化していくため、第1次計画では、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を考慮しながら、施策推進の方向（施策の柱）として「①家庭における子ども読書活動推進」、「②地域における子ども読書活動推進」、「③学校における子ども読書活動推進」、「④子ども読書活動に関わるボランティア活動推進」の4つを掲げ、このもとに22の具体的施策（目標）を体系化し、関連する施策・事業について総合的な取組を進めてきたところです。

なお、第1次計画の計画期間（平成18年度～22年度）が終了するにあたり、22の具体的施策について、平成21年度までのそれぞれの関連施策・事業の取組状況を総合的に評価した結果を示すと、次図のとおりであり、全体としては計画どおりの達成状況となっています。



※施策・事業の達成度評価について：

第1次計画に基づき、51に及ぶ関連施策・事業の洗い出しを行い、平成21年度までの取組状況についてそれぞれ「①計画どおり十分に実施した」（A評価）、「②ほぼ計画どおり実施した」（B評価）、「③あまり計画どおり実施できず、改善が必要である」（C評価）の3段階評価を行いました。

なお、ここでは便宜上、A評価を「☆☆」、B評価を「☆」、C評価を「★」と表記しています。

【 第1次子ども読書活動推進計画における施策体系と達成度評価一覧 】

《施策推進の方向1》 家庭における子ども読書活動推進

発達段階に応じた 家族の支援	・言葉を交わす、心を通わす、絵本を媒介に語りかける【乳児期】	
	・絵本の読み聞かせなどをする【幼児期】	
	・字が読めるようになって、無理に自分で読ませようとしない【小学生期】	
	・子どもの関心や悩みを見守る【中高生期】	
<具体的施策>		《達成度》
行政や地域からの 家庭に対する支援	①ブックスタート事業の実施	☆☆
	②読書に関心を持つ機会の提供 ◇母子手帳交付時、出生届時、母子訪問指導等において、子どもと読書の啓発パンフレットを配布する。	☆
	③子どもの読書活動に対する理解の促進 ◇子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、子どもと保護者が集う施設等で配布する。	☆☆
	④子どもと読書に関する講座などの開催	☆
	⑤読書に親しむ機会の提供 ◇市民図書館・市民図書室のおはなし会やブックトーク等の事業の推進を図る。	☆☆

《施策推進の方向2》 地域における子ども読書活動推進

図書館における 読書活動推進	①本や図書館との出会いの楽しさを伝え、図書館を知ってもらおう機会の充実	☆☆ ※一部事業は☆
	②保護者や保育・教育に関わる方への働きかけ	☆☆ ※一部事業は☆
	③ボランティアの養成	☆☆ ※一部事業は☆
	④ヤングアダルトサービスの推進	☆☆
	⑤学校との連携事業の充実	☆☆ ※一部事業は☆
	⑥障がいのある子どもへのサービス	☆☆
	⑦外国人の子どもへのサービス	☆☆ ※一部事業は☆
地域の子ども関連 施設における 読書活動推進	①図書資料の充実 ◇市民図書館からの団体貸出、リサイクル資料の提供、ブックリスト等による子どもの本に関する情報提供等を活用する。	☆
	②本に親しむ機会の充実 ◇各施設等におけるおはなし会等の機会を充実する。	☆☆ ※一部事業は☆
	③関連する施設相互の交流	☆ ※一部事業は★

【評価基準】☆☆・・・計画どおり十分に実施（A評価） ☆・・・ほぼ計画どおり実施（B評価）
★・・・あまり計画どおり実施できず、改善が必要（C評価）

《施策推進の方向3》 学校における子ども読書活動推進

<具体的施策>

《達成度》

①学校図書館運営の推進

☆☆

◇学校長、司書教諭を中心に、関係する機関も含めた話し合いを進め、選書、配架、本の紹介、市民図書館との連携強化、研修会等の企画、施設・設備の改善に努める。

②保護者への働きかけ

☆☆

◇『学校だより』等を通じて本の紹介や子どもたちの読書活動の様子等を保護者に知らせる。

③本と出会う機会の提供

☆☆

◇地域学習等において、図書館見学、職場体験等を企画する。

④図書資料の充実

☆☆

◇不足している図書資料を補うため、市民図書館の団体貸出を利用する。また、市民図書館と交流し、図書資料の選定について研究する。

⑤ボランティアとの連携

☆

⑥ヤングアダルトサービスの推進

☆

⑦学校図書館機能充実に対する研究課題

☆

⑧司書教諭の体制整備についての県への要望

☆☆

《施策推進の方向4》 子ども読書活動に関わるボランティア活動推進

①関連施設とボランティアとの連携支援

☆

②ボランティアの養成

☆

※一部事業は☆☆

③研修機会の提供

☆☆

※一部事業は☆

④ボランティア間のネットワークづくりの推進

☆☆

※一部事業は☆

推進体制 ～藤沢市子ども読書活動推進会議の設置及び運営

☆☆

【評価基準】 ☆☆☆・・・計画どおり十分に実施（A評価） ☆・・・ほぼ計画どおり実施（B評価）
 ★・・・あまり計画どおり実施できず、改善が必要（C評価）

2 具体的施策ごとの達成度評価と今後の課題

(1) 「家庭における子ども読書活動推進」に関わる取組と課題

主な取組と成果

- 乳幼児期から高校生期に至るまでの読書活動に関わる特徴に留意し、関連する施策・事業に取り組み、より効果の高い対象層への子どもの読書活動推進の意義や必要性について意識啓発を行うことができました。
- 特に、1歳6か月児健診時に併せて実施している「ブックスタート事業」は、事後アンケート結果でも保護者の満足度は高く、事業継続希望が極めて多い状況であり、これを契機に図書館利用者も増加しています。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」と連携し、家庭における絵本との出会い啓発パンフレットを配付し、また、子どもや周りの大人に本の楽しさを伝えるために発達段階に応じたブックリスト*を作成し保育園や幼稚園、小・中・高等学校、地域子供の家*、公民館（乳幼児家庭教育学級）を通じて配布してきた結果、絵本などの貸出数も増加傾向が見られます。

評価と今後の課題

全体として「計画どおり十分に実施」できたものと判断されますが、今後取り組むべき課題としては、子ども、大人にかかわらず日頃、読書に親しむ機会が少ない人、あるいは読書そのものに関心が薄い人を重点にそれぞれの状況を十分考慮しながら、読書活動への関心を高める機会、読書に親しむ機会をいかに提供・充実していくかなどが残されています。



* ブックリスト：一定の基準により選書し、本などを紹介し、薦めるためにつくられた「目録」。

* 地域子供の家：子どもたちが身近な場所で遊べるよう、遊具や図書コーナー等が設置された建物。市内17か所。

- ◆ブックスタート事業に参加できなかった保護者や乳幼児をはじめ、従来の事業領域では必ずしも完全にカバーできていない対象層（年齢層）にもきめ細かく対応できるよう配慮した、情報提供や読書活動に対するきっかけづくり・体験機会の充実
- ◆公民館事業の「乳幼児家庭教育学級」における、絵本を通した子どもとのふれあいのためのプログラムの充実や読書活動推進の重要性を伝えるための事業の検討
- ◆子どもや読書に関心のない大人の参加を促すための図書館事業における各種講座などの一層の充実、創意工夫
- ◆読書離れが起りやすい小学校高学年や中高生を重点に、各年齢層に応じたより一層の読書に親しむ機会の提供やブックトーク*などの事業の拡充

（２）「地域における子ども読書活動推進」に関わる取組と課題

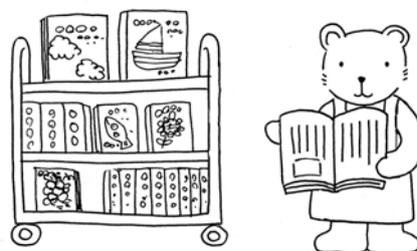
① 「図書館における読書活動推進」

主な取組と成果

- 市民図書館・市民図書室では、図書資料の充実や本に関する展示に工夫を凝らすよう努めてきました。また、市民図書室へのインターネット検索性パソコンの設置や市民図書館からの配送回数の増加などに努め、利用者から好評を得ています。
- 本や図書館との出会いの楽しさを伝え、市民図書館などを知ってもらう機会を充実するため、『図書館だより』や図書館ホームページなどを通じて市民への情報提供に努めてきたことにより、利用者の増加が見られます。
- 子どもの発達段階に応じた「ブックリスト」の作成・配布、中高生向けリスト「YA 通信」の作成・配布を行うなど、図書情報の提供にも努めてきました。
- また、市民図書館・市民図書室におけるおはなし会や人形劇については、定例会以外にも季節や行事に合わせた事業を開催するなど、開催回数も増え、多くの子どもや保護者が参加するようになりました。

* ブックトーク：テーマを決めて、何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。

-
- 市民図書館では子ども読書活動に関わる講座・講演会を開催し参加者も増加しています。また、地域で活動する子育てサークルとの連携により講座への派遣講師を行っています。
- 市民図書館・市民図書室でのおはなし会やブックスタート事業などの各種ボランティア活動の交流会や研修会を実施し、意見交換や意識・技術の向上を図ってきました。
- ヤングアダルトサービス*の一環として、職場体験・インターンシップ・ボランティアなど、中学校・高等学校との連携事業を積極的に受け入れるとともに、「YA通信」の発行、ヤングアダルト向け講演会の開催などを通じて若い世代との情報交換を行い、その要望を図書資料の充実やヤングアダルトコーナーの改修などに反映してきました。
- 子どもや教職員に対し読書の楽しさを伝えるための「ブックリスト」の作成・配布や校長会での学校連携事業*に関する情報提供のほか、学級文庫や調べ学習のための団体貸出、教職員に対するレファレンスサービスの提供など、学校教育との連携に努めてきました。
- 一連の取組の成果として、小・中学生（7歳以上15歳以下）の市民図書館への登録率が上昇しました(平成17年度32.9%→平成21年度54.8%)。
- 市内小・中学校の特別支援学級や特別支援学校、あるいは障がい児施設の団体利用などの受入れの際に利用ガイダンスや施設見学を行い、障がいのために来館が困難な児童に対する宅配サービスを実施してきました。また、市内在住の外国人の子どもたちのために洋書などの収集に努めてきました。



* ヤングアダルトサービス：アメリカの図書館界で使われ始めた図書館用語であり、中高生などの年齢層を子ども扱いするのではなく、一定の責任と権利を持った「若い大人」（ヤングアダルト：YA）として扱い図書館としてのサービスを提供しようという姿勢を示すもの。わが国でも公共図書館や出版業界などでは定着し、広く使用されている。

* 連携事業：市内の学校や子どもに関わる施設・団体等を対象に、市民図書館・市民図書室において実施している事業。団体貸出、利用ガイダンス、児童・生徒の職場体験等の受入、リサイクル図書の提供等。

評価と今後の課題

総合的には「計画どおり十分に実施」（A評価）できたものと判断されますが、今後は学校や他部署における関連事業、各種ボランティア活動との連携を一層密にし、次のような課題に取り組む必要があります。

- ◆市民の要望に応え得る図書資料の充実とともに、市民図書館の資料検索や市民が直接検索できるシステムの整備
- ◆子どもたちの生活スタイルの変化に対応した、子どもたちにとって利用しやすい市民図書館・市民図書室づくり
- ◆様々な方法、媒体を通じた積極的な情報発信や各年齢層にあった読書に親しむ機会の提供
- ◆児童サービス担当職員をはじめ、図書館全体で取り組むための子ども読書活動推進に関わる研修機会や情報提供の充実
- ◆子どもや家庭での読書に関わる各種講座・講演会への保育・教育関係者の参加の促進と総合市民図書館以外での実施のための講師派遣の体制づくり
- ◆おはなし会やブックスタート、学校図書館の支援などの各種ボランティア活動の相互交流機会の充実やボランティア研修カリキュラムの検討、及びこのための市民図書館をはじめ行政内部や関係機関などとのネットワークの一層の充実
- ◆学校との連携事業の積極的なPRと推進、中学校・高等学校などの学校図書館との連携強化による相互支援体制づくり
- ◆総合市民図書館内に組織された点字図書館のサービスの充実や障がいのある子どもへの宅配サービスの周知と利用促進



② 「地域の子ども関連施設における読書活動推進」

主な取組と成果

○子どもの身の回りに多くの本を置き、日頃から気軽に本に触れ、親しめるよう、保育課・青少年課・子育て支援課・こども健康課などと連携し、各種関連施設の図書コーナーや情報提供の充実に努めてきました。

○保育園の保育の中で、絵本の読み聞かせを実施しているほか、その保護者に対して啓発パンフレットやブックリストによる情報提供を行ってきました。また、児童館や地域子供の家では、ボランティアの協力のもと、おはなし会を開催するとともに、図書館の講座・研修などについて青少年施設も含め掲示などによる情報提供を行ってきました。

○上記のような事業連携にあたっては、実効性ある取組となるよう、関係部署間での定期的な意見・情報交換を実施しました。

評価と今後の課題

総合的には「計画どおり十分に実施」（A評価）できたものと判断されますが、今後は学校や他部署における関連事業、各種ボランティア活動との連携を一層密にし、次のような課題に取り組む必要があります。

- ◆子どもの不読の要因の一つに「図書館が遠い」との指摘が含まれることを考慮した、子どもにとって身近な市民図書室や地域の児童施設などにおける図書資料などの充実
- ◆図書館と関係機関との連携による、おはなし会などの機会の充実や情報提供の拡充
- ◆家族形態の変化や共働き世帯の増加など子どもをめぐる環境変化に対応した、保育課や青少年課、子育て支援課、こども健康課などの関連施策・事業との連携強化とこれらを通じた子どもの発達段階ごとの課題に応じた効果的な読書活動推進方策の展開
- ◆地域で子ども読書活動を支えるため、市民団体やNPO等との連携の強化

(3) 「学校における子ども読書活動推進」に関わる取組と課題

主な取組と成果

- 学校図書館における配架の工夫や読書指導に関する研修を実施しました。
- 「学校だより」を通じて学校図書館の利用状況・運営状況について保護者に周知し、子どもの読書活動推進の重要性について理解を求めてきました。
- 社会科や総合的な学習などを通じ、市民図書館において調べ学習、館内見学、体験学習などを実施しました。
- 市民図書館と学校図書館との連携事業の団体貸出により、学級文庫や調べ学習の資料の充実など、子どもたちの興味や関心に応えられるよう図書資料の充実に努めてきました。
- 学校図書室支援ボランティアと司書教諭との連携を図り、学校図書館の環境整備が図られてきました。
- 生徒からのアンケート結果や図書委員の意見を参考にしつつ、選書を行い、青少年の要望に応えるよう努めてきました。
- 司書教諭を市内小学校全校に配置するとともに、小学校5校、中学校2校をモデルケースとして学校図書館専門員を配置しました。

評価と今後の課題

総合的には「計画どおり十分に実施」（A評価）と「ほぼ計画どおり実施」（B評価）が約半数に分かれます。今後、新しい学習指導要領が全面的に実施され、新たな対応が求められてきますが、これまでの成果を活かすことができるよう、各学校での特色ある継続的な取組が期待されるとともに、学校図書館の環境整備や機能充実など、次のような課題への取組が必要です。

- ◆学校図書館の円滑な運営のための、学校教職員と司書教諭、学校図書館専門員、学校図書室支援ボランティアとの密接な協力・連携体制の確立
- ◆専任司書教諭の体制整備に関する県への継続的な要請
- ◆新たな時代要請に応じたこれからの学校図書館の役割や環境整備に関する研究
- ◆市民図書館と学校図書館との連携による、子どもの発達段階や興味・関心に応じた図書資料の充実と提供
- ◆児童生徒の保護者に対する子ども読書活動推進に関する情報提供の充実と意識向上



(4) 「子ども読書活動に関わるボランティア活動推進」に関わる取組と課題

主な取組と成果

- 生涯学習大学の養成コースを終了した学校図書室支援ボランティアを市内の小・中学校へ派遣し、環境整備面で高い評価を得ています。また、市民図書館から、生涯学習大学の学校図書室支援ボランティア養成コースへの講師派遣を実施するなど、ボランティアとの直接交流を行ってきました。
- ボランティアの要望に応じた内容の研修会を実施し、ボランティアの意識や技術の向上を図ってきました。また、公民館事業としてボランティア養成講習会を開催し、参加者から好評を得ています。
- 市民図書館・市民図書室のおはなし会ボランティアやブックスタート・ボランティアとの定期的な交流会を実施するなど、ボランティア間のゆるやかなネットワークづくりに寄与してきました。

評価と今後の課題

各関連施設とボランティアとの連携支援や、ボランティアの養成に関する施策・事業について、「ほぼ計画どおり実施」（B評価）となっており、今後はボランティア養成やボランティア活動のコーディネートの中で、特に一層の取り組みが求められます。

- ◆ボランティアマニュアルやガイドラインの作成
- ◆ボランティアの受入施設、関係機関との連携や研修内容・機会の拡充によるボランティアの一層の養成とボランティアの有効活用のための体制づくり
- ◆子ども読書活動に関わる様々なボランティア活動の実態把握とボランティア相互の交流機会、意見交換機会の充実



第4章 第2次計画の基本方針と施策の体系

1 計画の目標と基本方針

(1) 基本目標

読書を通じて、実生活では体験できない感動や新しい世界を知る喜びを体感できることは、子どもたちにとって“かけがえのない一冊”との出会いとなり、心身の健やかな成長にも大きな意味をもちます。

また、読書を継続することにより、子ども自身の「読む力」や自ら「考える力」、豊かな「感性」が育まれ、「表現力」や「コミュニケーションの力」が高められることが期待されます。

情報化が進む今日、電子図書など「本」の範疇も広がってきており、読書の対象として除外できない存在となりつつあります。今後は、こうした動向も視野に入れながら子どもたちがより多くのすばらしい本と出会うことができるよう、支えていくことが必要です。

そのためには、本と出会う機会をすべての子どもに等しく提供し、子どもたちが自ら本に手を伸ばし、その扉を開くことができるよう、これまでの成果をもとにより一層の環境づくりに取り組むことが求められます。また、子どもの発達段階や生活のあらゆる場面で、周りの大人が「子どもと本をつなぐ」役割を担う存在であることを十分認識していくことが重要です。

このような基本認識に立ち、第2次計画でも、第1次計画の考え方を踏襲し、『すべての子どもたちが本に親しむことのできる環境の整備』を計画の目標として掲げます。

《 基本目標 》

**「すべての子どもたちが
本に親しむことのできる環境の整備」**

また、市民みんなで、地域社会全体で子どもの読書活動を支える取組を進める決意を込めて、

みんなで伝えよう 読む楽しさ！ みんなで育もう 読む力！

を計画推進のキャッチフレーズとして掲げます。

(2) 計画推進の基本方針

第1次計画では、上記の目標を実現していくため、次の3つの基本方針を掲げ、関連する施策・事業に取り組んできました。

- 子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う、市民図書館や学校図書館の充実に努める。
- 市民図書館や学校図書館だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体が協力や連携して計画を進める。
- 子どもが本に親しむようになるには、大人の強制や干渉によっては成し得ないので、子どもたちが自ら本の楽しさを発見できる機会や環境を整備するという観点に留意する。

第2次計画においても、基本的にこうした考え方は変わるものではなく、これまでの成果をもとに、継続すべき施策・事業は充実を図りながら継続して推進します。また、資料・人材などについても、今あるものをより有効に活用することが大切であるという視点で検討し、充実を図ります。

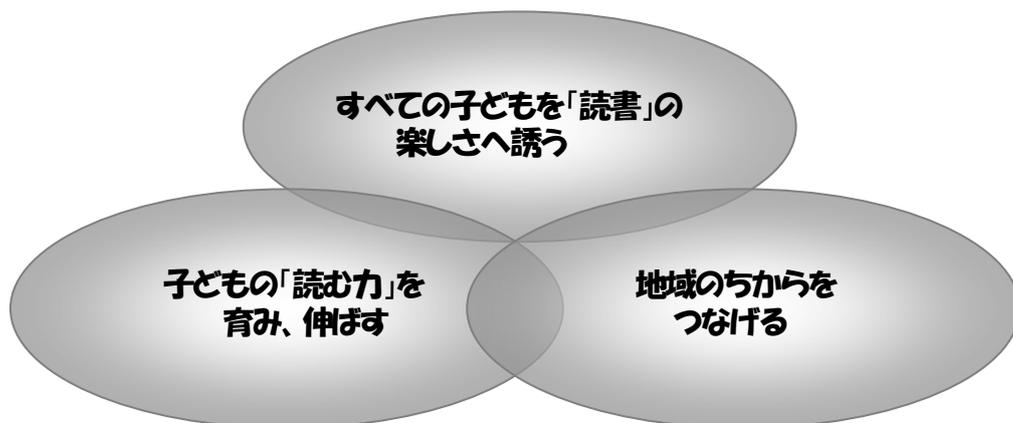
同時に、これまでの取組の中から見えてきた新たな課題にも的確に対応していく必要があります。特に、乳幼児期からの発達段階に応じた、“すべての子ども”に読書の喜びや楽しさを体感できる機会を一層提供していくことが必要です。

また、このために、子どもにとって生活の基礎的な場である「家庭」での読書活動を積極的に推進していくことが重要です。さらに、読書離れが起きやすい小学生期から中学生・高校生期に至るまで継続した読書習慣が確立されるよう、一貫した読書活動推進の環境づくりが重要であることなどを十分考慮する必要があります。

これらの取組を支える環境づくりとして、市民図書館や学校などをはじめ、地域にある子ども関連施設の子どもと読書に関する機能を十分高め、活用できるよう一層の連携と協力のもとに取り組んでいく必要があります。また、地域全体として、ボランティア活動をはじめ地域の様々な営みの中で積極的にかかわっていく取組も必要であり、このことは、新たな総合計画がめざす「市民力」「地域力」に基づく新しい地域づくりの方向にも合致します。

こうした考え方から、第2次計画では、第1次計画の基本方針の考え方も包含するものとして、次のような視点を新たに加え、計画の目標の実現に邁進していくこととします。

図表 10 第2次計画の新たな視点



基本方針1

すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

～ すべての子どもに「読む」楽しさを伝え、自ら喜びを体感できる環境をつくる

子どもは、日常生活の中で周りの様々な働きかけなどに触発されながら自ら進んで本に手を伸ばし、本を通じて学ぶ楽しさや知る喜びを体感できると、興味が広がり、繰り返し新たな本に手を伸ばすようになります。このように、周りから強制されるのではなく、すべての子どもが自主的、継続的に読書に親しむ姿が、この計画が求める子どもの読書活動本来の姿です。

また、そうした読書へのきっかけづくりや働きかけは、子どもの発達段階や一人ひとりの状況に応じて適切なものでなければならず、かつすべての子どもに等しく提供されるものであることが必要です。そのためには、保護者（家庭）だけで、あるいは学校だけで、地域だけで個々に取り組むのではなく、それぞれが的確に連携した取組が横軸にあることが必要です。

こうした認識のもと、第2次計画では、保護者をはじめ広く市民が子どもの読書活動の意義や目標を共有し、保護者（家庭）がより一層主体性を発揮し、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動に関わっていく姿を期待するものです。そして、これを支える学校や地域のあり方を明確にし、地域一体となって読書活動を推進していくことをめざします。

基本方針2

子どもの「読む力」を育み、伸ばす

～ 子どもの発達段階や個性を踏まえ、「読む力」を育み、能力を伸ばす機会をつくる

アンケート調査の結果をみると、子どもの多くは、「本が好き」と答えています。

しかし、就学すると、小学校低学年よりも高学年、中学生よりも高校生と、学齢や学校が上がるにつれ、読書から離れてしまう傾向は今なお見受けられます。

このため、就学前教育から小学校、中学校、高等学校に至るまでの連携を密にし、それぞれ発達段階に応じて読書活動を取り入れた一貫性ある取組を推進するなど、子どもの「読む力」を育む視点から読書活動が定着し継続されるような取組をめざします。

また、自らが出会った本の楽しさや感動を他の子に伝え、その感動を共有できるような取組も大きな動機づけとなります。こうした取組も取り込みながら子どもの「読む力」を伸ばす機会の充実をめざします。

基本方針3

地域のちからをつなげる

～ 家庭・学校・地域及び行政が協働した効果的な取組をすすめる

市民図書館・市民図書室をはじめ、地域にある身近な関連施設は、子どもの読書活動を支える拠点であり、施設や図書資料などの充実に取り組むとともに、子どもにとって身近な施設としてより一層利用されるよう「人のつながり」に着目した対人サービスの充実や利用サービスの充実をめざします。

また、子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・学校・地域及び行政を含めた地域社会全体が、それぞれが担うべき役割を自覚し、連携・協力しながら役割を果たしていくことが重要です。このことは、平成18年12月に改正された教育基本法においても、学校、家庭、地域社会の連携協力について規定されるところです。

家庭や学校など以外にも、子どもが多くの人から触発される機会が多くあることは、読書への動機づけとなるだけでなく、地域社会との接点・交流の機会を多くもつことにもつながり、子どもが心身ともに健やかに育まれる地域づくり、読書活動を通じた市民相互のふれあい豊かな地域づくりともなることが期待されます。

その意味で、子どもや読書に関わる市民ボランティアの存在は大きく、今後ともその育成や活動を支援し、その力を十分に活かしていく必要があります。このことは、本市の新総合計画の中で掲げられている「市民力」「地域力」を発揮したまちづくりの考え方にも合致したものです。

このため、子どもや読書に関わる市民ボランティアをはじめ、地域で活躍する既存の様々な団体活動との連携も視野に入れ、地域ぐるみでの子ども読書活動推進の取組をめざします。

2 計画推進のために期待される取組の目標 ～行動指針

先の基本方針に沿って、今後、より一層効果ある取組を進めるためには、保護者（家庭）をはじめ、子どもの読書活動に関わる様々な立場の人や機関・団体などがそれぞれに求められる役割を十分認識し、相互に連携しながら積極的に取り組んでいくことが重要です。

そこで、以下には読書活動推進のための『行動指針』として、子どもの日常的な生活に深く関わりをもつ「家庭」、「学校など」、「地域」の大きく3つの主体ごとに期待される役割を示すとともに、その取組を支援する上で行政が果たすべき基本的な方向を掲げます。

(1) 家庭に期待する取組の目標

子どもにとって基本的な生活の場である家庭では、子どもに本を読む楽しさや喜び、感動を伝えていくことが求められます。

このため、保護者自身も日頃から本に親しむように努めるとともに、日常生活で一緒に本を読んだり、家族みんなで本に親しむ時間を設けたりするなど、それぞれの家庭において創意工夫し、子どもの読書活動を見守っていく取組が期待されます。

<家庭に期待する取組の目標>

家庭（保護者）では、

○ 保護者や周りの家族は、子どもの読書活動の意義や必要性を十分認識し、乳幼児期から読み聞かせを楽しみましょう。また、日々の生活で自らも読書に親しむ時間をできるだけ多く設けるようにしましょう。

○ ブックリストなど市民図書館・市民図書室をはじめ身近な施設などで提供される本の情報を活用したり、おはなし会や講演会・講習会などの様々な事業に関する情報に日頃から関心をもって参加したり、子どもができるだけ多くの本や話に触れる機会を設けるようにしましょう。

○ 市民図書館・市民図書室などが子どもにとっても身近な施設と感じられるよう、幼い頃から一緒に通うことで利用する機会を設けるようにしましょう。

○ 市民図書館・市民図書室で行っている読書活動に関する相談や児童サービスを積極的に利用するようにします。また、地域子育て支援センターや公民館、地域子供の家の子育て支援サービスも活用し、仲間づくりや読書を楽しむ機会を増やすようにしましょう。

○ 家庭生活の中で、「読書の時間」や「読書の日」などを意識して設けるなど、それぞれの家庭で様々な工夫を行い、家族で読書に親しむ時間をもつようにしましょう。

○ 子どもの読書活動推進について学校や地域と目標を共有し、それぞれの取組に関心をもって、これらと連携し家庭でできる読書活動に取り組むようにしましょう。

(2) 学校などに期待する取組の目標

幼児期の子どもが通う保育園や幼稚園などでは読み聞かせやおはなし会を通じて本の楽しさに気付く機会をつくるとともに、本に触れる環境づくりに努めることが必要です。

また、「言葉の力^{*}」や豊かな心を育む上で読書活動の位置づけは、今般の学習指導要領の改訂においても重要視されており、引き続き、子どもの発達段階に応じて読書に対する興味や関心を涵養^{かんよう}していくとともに、読書習慣を育むための継続した取組が求められます。

* 言葉の力：平成20年度の新学習指導要領において、児童・生徒に「生きる力」をはぐくむこと、すなわち基礎的・基本的な知識と技能の確実な習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成が各教科の共通目標とされ、その基盤となるのが「言葉の力」としてしています。

< 保育園・幼稚園などに期待する取組の目標 >

保育園・幼稚園などでは、

○ 保育園や幼稚園などでは、子どもの年齢や発達に合った絵本との出会いや楽しさを伝えられるよう、地域のボランティア活動とも連携を図り、できるだけ多くの読み聞かせやおはなし会などを継続していきます。また、読書の意義や具体的な読書活動のあり方について保護者への啓発に努めるとともに、保育士や幼稚園教諭の理解を深め、本の選び方や読み聞かせなどの研修機会を設けるようにします。

○ 子どもの周りに絵本があり、子どもがいつでも自由に接することができる環境をつくるため、「絵本コーナー」などの充実にも努めるとともに、市民図書館の団体貸出などの利用を進めます。

○ 園内での読書活動が家庭における読書活動へと広がるよう、多くの機会を捉えて保護者への読み聞かせのすすめや絵本の紹介を充実していきます。

< 学校に期待する取組の目標 >

学校では、

○ 児童生徒の読書習慣の動機づけや定着を図るため、一斉読書や国語教育をはじめ教育課程の中である一定の時間を通じて、読書活動や調べ学習などを取り込むよう努めます。

○ 中高生を中心に年齢が上がるにつれて、読書に対する興味・関心が「好きな子」と「そうでない子」とに二極化する時期であり、学校内外で自発的に読書活動が続けられるよう児童生徒一人ひとりの関心や読む力の状況などに応じた読書習慣への動機づけに努めます。

○ 子ども読書活動推進の目標を共有し、各小・中学校間の相互連携の機会の充実、あるいは幼稚園・保育園から高等学校に至るまでの相互連携に努め、一貫性ある読書活動の推進をめざします。

○ 市内小中学校の学校図書館のあり方について検討します。また、各学校では、司書教諭を中心に教職員を対象とした研修・意見交換の機会を設け、学校図書館での子どもの読書活動推進のための運営や校内の協力・連携体制を確立します。

○ 学校図書館は、「読書センター」や「学習・情報センター」としての機能を果たし児童生徒の自由な読書活動を支える場として、また、児童生徒の「居場所づくり」にも資するよう、蔵書の充実や配架・レイアウトの創意工夫などに努め、子どもなどの多様な利用ニーズに応えられる魅力ある環境づくりをめざします。

また、司書教諭の専任化や学校図書館専門員の全校配置をめざすとともに、学校図書室支援ボランティア*との密接な連携による適切な運営体制づくりを進めます。

(3) 地域に期待する取組の目標

地域では、家庭や学校などでの読書活動を一人ひとりが理解し、みんなで支えていく役割を担っており、市内の各地域がそれぞれに「地域力」を発揮した主体的な取組が必要です。

このため、地域活動の一環として、学校や市民図書館、関係行政部署などと連携を図りながら、広く地域読書活動推進に関する周知活動に取り組むとともに、地域独自の読み聞かせや読書に関する講演会・講習会を企画・開催するなどの主体的な取組が期待されます。

また、図書館・図書室おはなし会ボランティア*、学校図書室支援ボランティアなどの各種ボランティア活動について広く市民が理解し、実践的な活動に主体的に取り組んでいくことが重要です。

さらに、市民図書館・市民図書室をはじめ、公民館や児童館、地域子供の家、地域子育て支援センターなど、地域には子どもや保護者などと日常的に関わりを

* 学校図書室支援ボランティア：生涯学習大学はばたき学部で年1回開催する「学校図書室支援ボランティア養成コース」を受講後各学校図書館で子どもたちの読書活動を推進・支援する人。

* 図書館・図書室おはなし会ボランティア：本市の市民図書館・市民図書室で活動しているおはなし会ボランティア。

もつ施設が多く存在しており、それぞれの施設機能を高め、相互に連携しながら読書活動推進のための総合的な支援環境づくりに取り組むことが求められます。

<地域に期待する取組の目標>

地域では、

○ 地域で活動している、読み聞かせボランティアのほか、地域の子どもと関わりをもつ青少年健全育成や子どもの健康づくりなどの関係団体などにおいても、子どもの読書活動に関する理解や関心を深め、様々な機会を捉え、子どもが本に親しむ環境づくりに取り組みます。

○ 子どもを取り巻く地域の住民一人ひとりが子ども読書活動推進の意義や必要性を理解する機会の充実に努めます。

○ 地域で活動する各種の市民団体や NPO 組織などの育成や連携強化を進め、子ども読書活動推進に向けた地域一体の取組をめざします。

(4) 行政が果たすべき取組の目標

行政は、子どもの読書活動に関する取組を総合的、体系的に推進する環境を整備するため、市民図書館などの関連施設を計画的に整備充実していくとともに、庁内関係部署との施策連携の強化や関係機関団体の取組に対する支援の充実を図ります。また、先進的な取組などの情報収集や提供などを行います。

<行政が果たすべき取組の目標>

行政では、

○ 広く市民一人ひとりが子ども読書活動推進について理解を深め、それぞれ何をできるかを考えてもらうきっかけづくりを行い、共通の目標の達成に向けて一体的な取組が行われるよう、市民や関係者などへの積極的、効果的な周知・啓発活動を推進します。

○ 市民図書館・市民図書室や学校図書館などに求められる図書館機能が十分発揮できるよう施設環境の整備充実や体制面の強化を計画的に進めていくとともに、地域の生涯学習拠点など新たな社会的要請への確に対応できるよう努めます。

○ 市民図書館などが有する専門的機能を十分に活用し、学校や地域などと連携を密にしながら、子どもの読書活動推進に関する多様な研修機会を提供していきます。

○ 子ども読書活動推進会議などを通じて教育、子育て支援、青少年育成、母子保健など関連施策・事業との横断的な連携を図り、一体的、効果的な取組を進めるとともに、計画の適切な進行管理を図ります。

○ 家庭、学校、地域が有機的に連携し子ども読書活動の支援が総合的に推進されるよう、関係者や関係団体などが相互に交流し意見交換ができるような効果的な仕組みづくりやそれぞれの活動の支援充実とコーディネートを行う機能の確立をめざします。

○ 学校や地域の特色ある読書活動に関する市内外の先駆的な取組事例などの情報提供を図ります。

○ 公民館や児童館、あるいは地域子育て支援センター、つどいの広場*などの子育て支援施設など、地域住民の学習活動の支援や子どもの健やかな成長を目的とする施設において、子どもが本と出会う機会づくりや本に親しむ機会づくりを継続して行うようにするとともに、子どもや保護者などが気軽に読書相談できるような環境づくりに努めます。



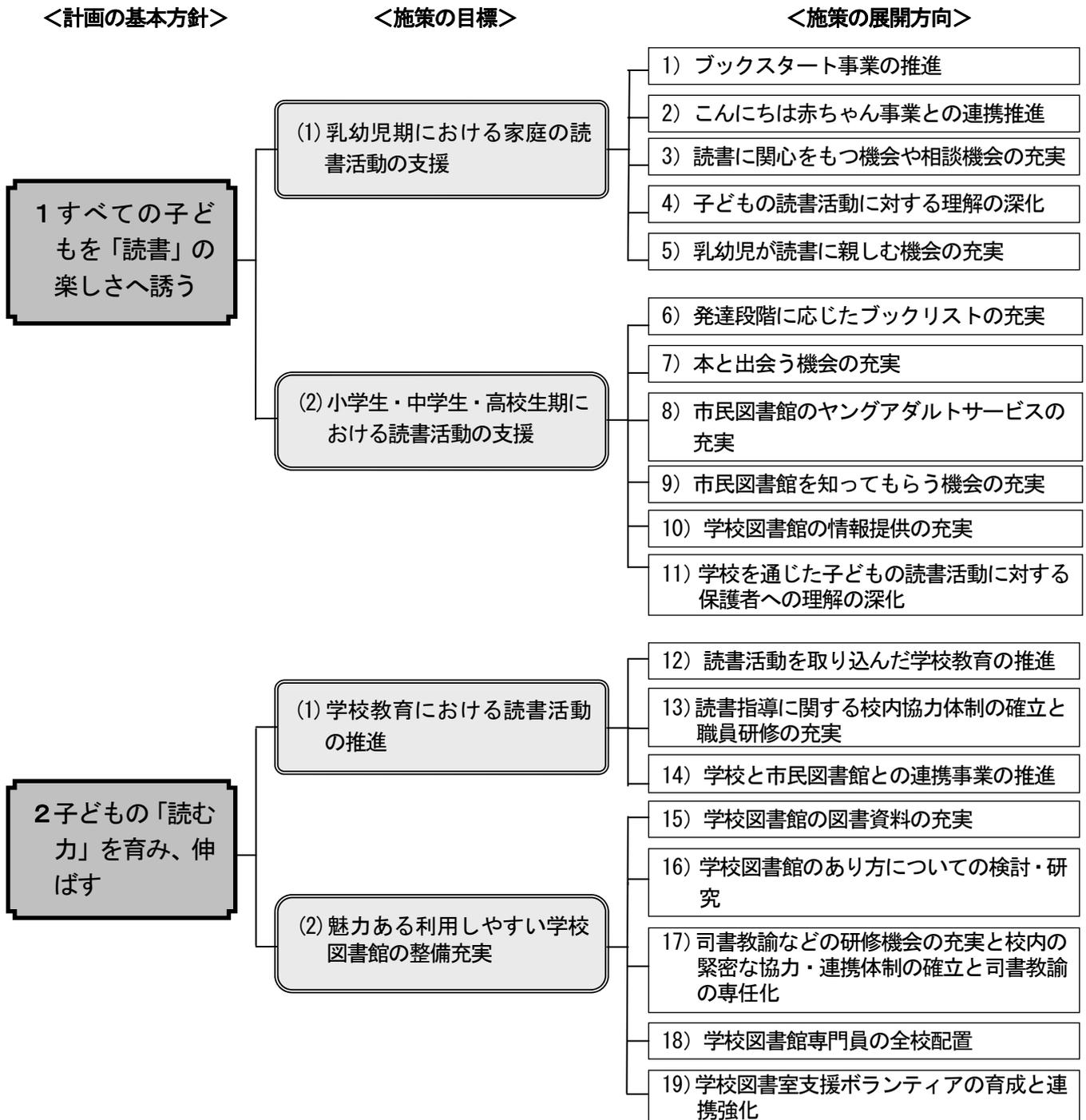
* つどいの広場：乳幼児とその保護者が気軽に集え、交流できる場。子育てアドバイザーによる子育て相談や情報提供も行っている。

3 施策の体系

先の計画推進の基本方針を踏まえるとともに、読書活動推進における発達段階別の課題への対応も考慮し、子どもの読書活動推進の環境づくりに向けた総合的、効果的な取組を進めるため、関連施策・事業を次のとおり体系化します。

この体系のもとに、行政内部の関係部署の連携はもとより、保護者をはじめ市民や地域が協働した取組を進めます。

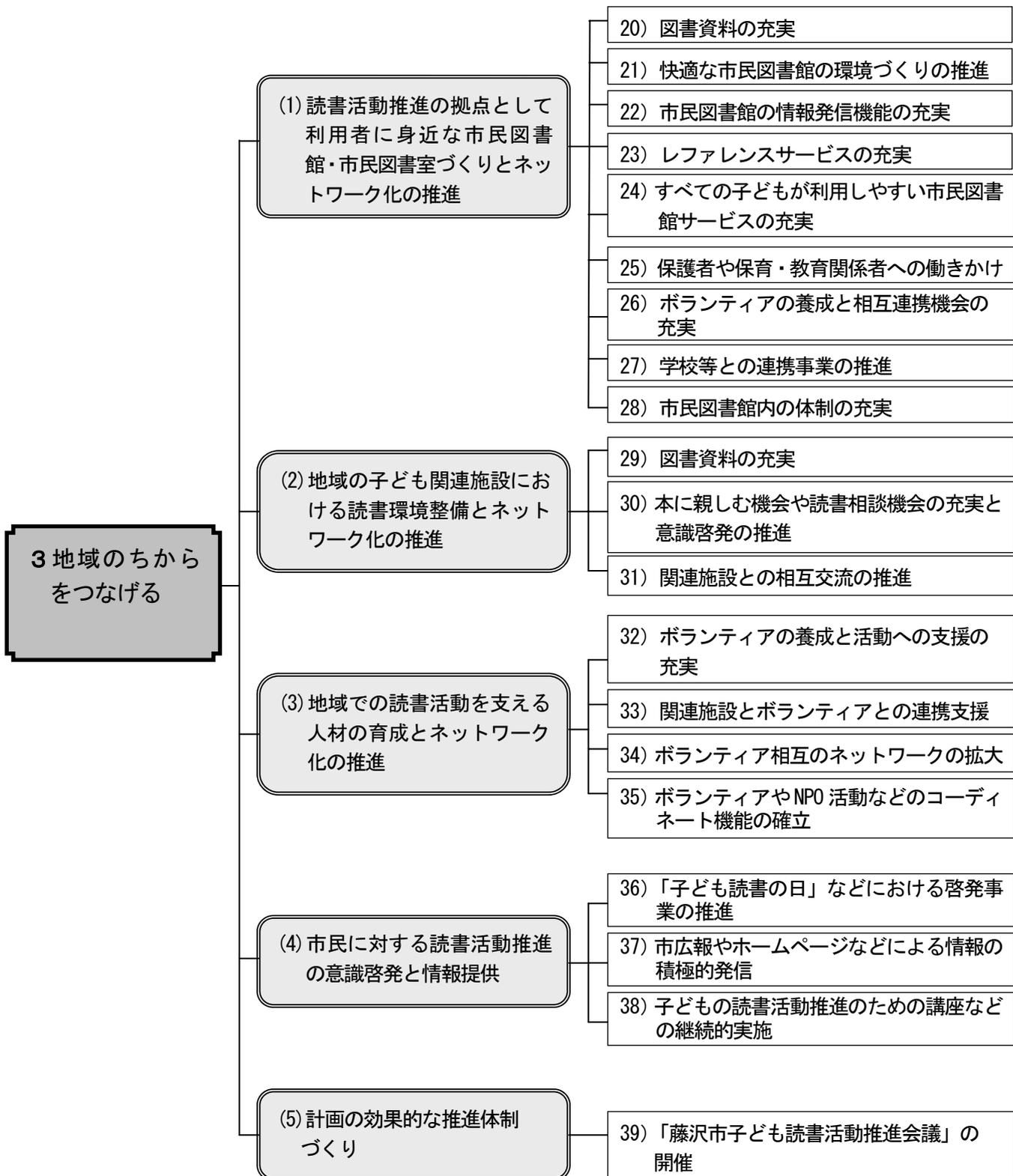
【 第2次計画における施策体系 】



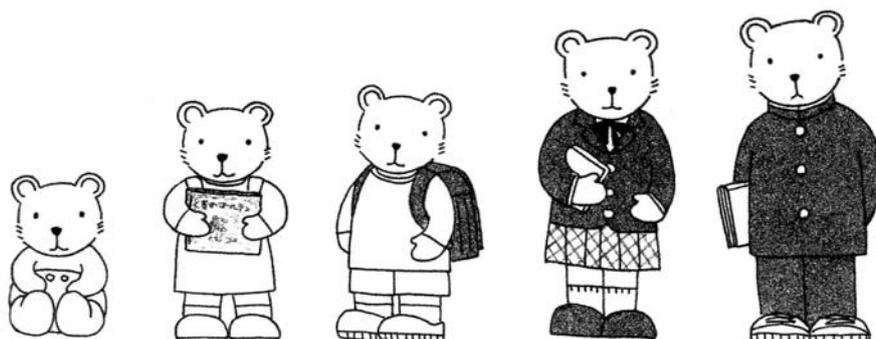
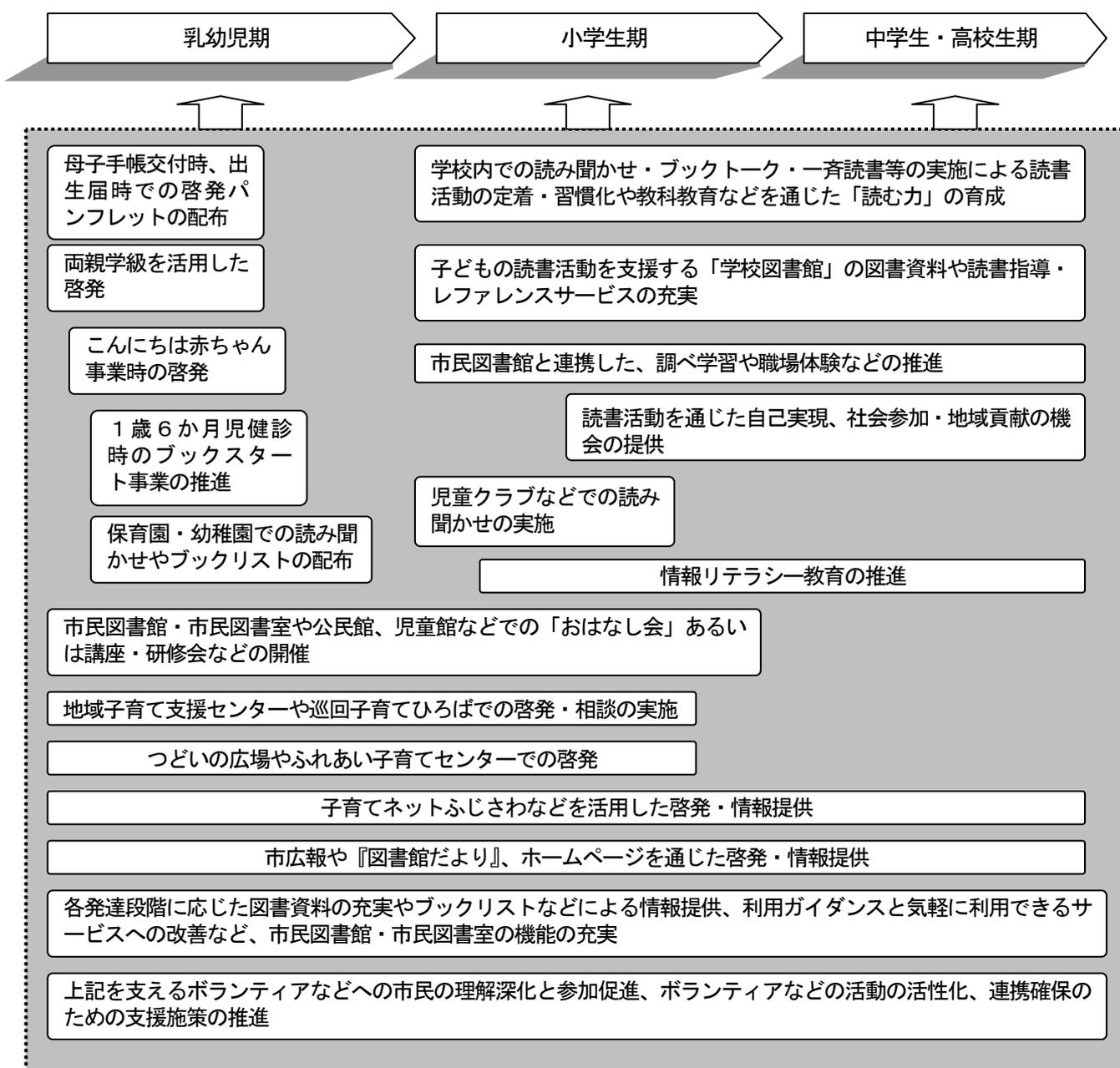
<計画の基本方針>

<施策の目標>

<施策の展開方向>



図表 11 子どもの発達段階からみた主な支援施策の体系



第5章 具体的推進方策

第5章では、前出の「計画推進のために期待される取組の目標～行動指針」に沿って、それぞれの主体が行動し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいく上で行政として第2次計画で取り組むべき施策・事業を明らかにするものです。

1 すべての子どもを『読書』の楽しさへ誘うために

(1) 乳幼児期における家庭の読書活動の支援

乳幼児の保護者が子どもの読書活動の意義や必要性を十分認識し、家庭において子どもが本に親しむ環境づくりを推進するためには、様々な機会を捉えて、情報提供や読書活動の実践等の支援を行う必要があります。

第1次計画では、子育て支援課、こども健康課、市民図書館とボランティアが連携・協働した1歳6か月児対象の「ブックスタート事業」が大きな成果を挙げ、こども健康課の「こんにちは赤ちゃん事業」と市民図書館が連携した絵本との出会い啓発リーフレットの配付事業も始まりました。第2次計画では、子どもの成長に合わせ、子どもと保護者の集まる事業や場所を活用し、子どもや子育てに関連した施策や事業を有機的に結びつけ効果を促進します。

また、子育て支援関連各課だけでなく、子どもに関わる施設である保育園、幼稚園、地域子供の家などの施設が、保護者へ子育て支援とともに読書活動についても積極的な働きかけを行えるよう取組を進めます。

◆具体的施策

乳幼児をもつ保護者などが家庭での読書活動の重要性を理解し、家族からの語りかけや、ふれあいの中で、すべての乳幼児が本に親しむ機会が得られるよう、乳幼児や子育て家庭を対象とした様々な事業を有機的に結びつけるよう努め、家庭における読書活動の総合的、効果的な支援をめざします。

No.	施策	具体的内容	区分	関係部署等
1	ブックスタート事業の推進 (対象：1歳6か月児とその保護者)	○1歳6か月児とその保護者を対象に、絵本を通じて子どもとともに楽しいひとときを過ごし、乳児期からの読書推進の重要性を広く知ってもらえるよう、子育て支援課、こども健康課、市民図書館、地域のボランティアが協働し、引き続きブックスタート事業を推進します。 ○これまでに参加経験のない保護者の利用を促す方策について、子育て支援策などと併せて検討し、内容の充実を図ります。	継続	◎子育て支援課 ◎こども健康課 ◎市民図書館
2	こんにちは赤ちゃん事業との連携推進 (対象：産後4か月までの母子)	○産後4か月までの母子を全戸訪問し子どもの発育・発達などの支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を通じて、乳児期からの読書活動の必要性の周知や本に関する情報の提供を図っていきます。	継続 追加	◎こども健康課 ◎市民図書館
3	読書に関心を持つ機会や相談機会の充実 (対象：0～6歳児をもつ保護者)	○母子健康手帳交付時や出生届出時、母子訪問指導などの機会を捉え、「子どもと読書の啓発パンフレット」を配布するなど、読書に関心を持つ機会の拡充を図ります。 ○3歳6か月児健康診査など、子どもの年齢ごとに実施される各種母子保健事業と連携し、幅広い年齢層への啓発を進めます。 ○「両親学級」の場を活用し、新たに子どもをもつ年齢層に対する啓発に努めます。 ○「地域子育て支援センター」や「巡回子育てひろば」の事業と連携して読書に関心を持つ機会を提供します。 ○市民図書館・市民図書室での読書相談を充実します。	継続 新規 新規 継続 追加 継続	◎市民図書館 ・市民窓口センター ・各市民センター ・こども健康課 ◎市民図書館 ・こども健康課 ◎市民図書館 ・こども健康課 ◎市民図書館 ・子育て支援課 ◎市民図書館

表内の表記について

- ※1 関係部署等の欄の「◎」は主管課、「・」は連携部署の区分を示す。
なお、課単位の区分としているため、例えば、市民図書室は市民図書館に、公民館は生涯学習課にそれぞれ包含される。
- ※2 事業区分のうち「継続追加」は第1期計画には位置づけられていなかったが、策定後に施策事業が追加実施され、引き続き継続していくものを指す。

No.	施策	具体的内容	区分	関係部署等
4	子どもの読書活動に対する理解の深化	○子どもや保護者が対象となる諸行事など多くの機会や子ども関連施設と連携し、発達段階に応じたブックリストを配布するなど、子どもの本に関する情報提供を行うとともに、読書活動の重要性について理解を深めていきます。	継続	◎市民図書館 ・子育て支援課 ・保育課 ・青少年課 ・学務保健課 ・教育指導課
		○市民図書館や公民館などで行われる子どもの読書に関する講座や研修会などへの参加を促進し、子どもの読書活動についての理解を深めます。	継続	◎生涯学習課 ◎市民図書館
		○「子育て応援メッセ in ふじさわ」など子育て中の保護者が多く集う機会を捉え、保護者への啓発を行います。	継続 追加	◎子育て支援課 ◎市民図書館
		○「つどいの広場」や「子育てふれあいコーナー」(地域子供の家)などの事業と連携し、子どもの読書活動の重要性について周知していきます。	継続	◎子育て支援課 ◎市民図書館
		○市民図書館のホームページのほか、「子育てネットふじさわ」など乳幼児をもつ保護者の利用が多い情報発信媒体も活用し、子どもの読書活動の重要性について周知していきます。	継続 追加	◎子育て支援課 ◎市民図書館
5	乳幼児が読書に親しむ機会の充実	○乳幼児が読書に親しめる機会をできるだけ多く提供できるよう、各市民図書館・市民図書室で実施しているおはなし会などの充実を図ります。	継続	◎市民図書館
		○地域の施設を利用したおはなし会などの機会を充実し、子どもが本に親しむ機会を提供していくとともに、必要に応じてボランティアとの連携を図ります。	継続	◎子育て支援課 ◎青少年課 ・市民図書館
		○保育園や幼稚園に対し、就園前の地域の子どもの交流を図る「おたのしみ会」などにおいて本と親しむ機会を設けるなどの取組を働きかけます。また、市民図書館では、保育園・幼稚園との連携を深め、職員やボランティアの派遣などその実施に必要な支援を行います。	継続 追加	◎子育て支援課 ◎保育課 ・市民図書館

(2) 小学生・中学生・高校生期における読書活動の支援

子どもの興味・関心が多様化、拡大し、また生活や環境が大きく変化する成長期には、本の好みや本との出会い方も様々となってきます。

そうした状況の中で、すべての子どもを読書の楽しさに誘うには、その時期の子どもが読みたい、調べたいと思う新鮮で魅力ある多様な本、またかけがえない一冊の本と出会う機会を提供することが重要になります。子どもにとって身近な場所での読書環境作りが欠かせません。

そのためには、市民図書館・市民図書室をはじめ、学校図書館などにおいて、図書資料の充実や子どもにとって魅力ある空間づくり、いつでも気軽に相談・利用できる雰囲気づくりに取り組んでいくことが求められます。

それだけでなく、小学生期の子どもにとってより身近な施設である児童館や地域子供の家など子ども関連施設の図書資料の充実やおはなし会の開催など読書活動の推進を図るとともに、児童クラブ*や放課後子ども教室*など様々な場面においても、読書に親しめる環境を整えていく必要があります。

第2次計画では、第1次計画よりさらに多くの様々な「場」を活用した環境作りに取り組みます。



* 児童クラブ：保護者が就労や病気などのため、放課後家庭で面倒を見られない児童の遊び及び生活の場。

* 放課後子ども教室：放課後などに小学校の余裕教室などを活用した、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）。

◆具体的施策

小学生・中学生・高校生期においては、学校教育における読書活動が継続、充実されるよう働きかけるとともに、家庭での主体的な取組を支援、促進しながら、子どもがその多様な要望や興味、関心に応じていつでも、どこでも本に親しむことができるような環境づくりをめざします。

No.	施策	具体的内容	区分	関係部署等
6	発達段階に応じたブックリストの充実	○小学生、中高生それぞれの発達段階に応じたブックリストを作成し、学校などを通じて活用を促します。	継続	◎市民図書館 ・小・中学校
7	本と出会う機会の充実	○子どもの興味や関心に応えられる魅力ある図書資料を提供できるよう、市民図書館・市民図書室と市内にある小・中学校や高等学校の学校図書館などが連携・協力し、それぞれ資料の充実に努めます。	継続	◎教育総務課 ◎教育指導課 ◎市民図書館 ・小・中学校
		○児童クラブや放課後子ども教室など、子どもの居場所づくり事業と関連づけながら、本に出会い、親しむ機会を提供します。	継続 追加	◎青少年課 ◎教育指導課 ・市民図書館
		○小学生、中高生それぞれの発達段階に応じたおはなし会やブックトークの会など、本に出会い、親しむ機会の充実を図ります。	継続	◎市民図書館 ・小・中学校
		○市民図書館と連携しながら、市内の児童館や地域子供の家をはじめ子どもが日常的に利用する施設での図書資料の充実やおはなし会などの充実を図ります。	継続 追加	◎青少年課 ・市民図書館
8	市民図書館のヤングアダルトサービスの充実	○市民図書館では、中高生などの職場体験やインターンシップ、ボランティアなどを積極的に受け入れ、子どもとの意見交流の結果を生かしながらヤングアダルトサービスを充実していきます。	継続	◎教育指導課 ◎市民図書館 ・小・中学校



No.	施策	具体的内容	区分	関係部署等
9	市民図書館を知ってもらう機会の充実	<p>○『図書館だより』やホームページについて、子どもにも読まれ、利用されるよう内容の充実を図り、様々な本の紹介や行事などの情報を積極的に発信します。</p> <p>○子どもたちの多様な読書要求に応えられるよう、図書資料の充実に努め、積極的な情報提供を図ります。</p> <p>○子どもたちが自ら自由に本を探し、落ち着いて本を読んだり、学習したりできるよう快適な空間づくりを継続します。</p> <p>○図書館見学、体験学習や職場体験を企画し、子どもたちが本と出会う機会、子どもとの意見交換の機会を増やします。</p> <p>○市民図書室から市民図書館の資料検索や利用のためのシステム整備に努めます。</p> <p>○子どもたちが、気軽に調べものや、本のことについて相談ができるよう体制を整備するとともに、利用サービスの充実を図ります。</p>	継続	◎市民図書館
10	学校図書館の情報提供の充実	○学校図書館が子どもにとって本に関する情報を身近で得られる場となるよう、ブックリストの作成など学齢に応じた情報提供の充実を図ります。	継続	◎教育指導課 ◎小・中学校 ・市民図書館
11	学校を通じた子どもの読書活動推進に対する保護者への理解の深化	○「子ども読書の日」や「読書週間」などの時期を中心に『学校だより』や市民図書館で発行している『図書館だより』などを通じて、本の紹介や子どもたちの読書活動のようすなどを保護者に知らせ、「読書」に対する理解を深めていきます。	継続	◎教育指導課 ◎市民図書館 ◎小・中学校 ・青少年課 ・学務保健課
		○学校PTA活動などと連携し、保護者に対する啓発の機会を充実します。	継続	◎教育指導課 ◎小・中学校 ・市民図書館

2 子どもの『読む力』を育み、伸ばすために

(1) 学校教育における読書活動の推進

子どもの読書離れ・文字離れや読解力の低下が社会問題化してきた中、市内の小・中学校では国語など各教科における学習活動を通じて読書活動が行われているほか、全校一斉読書活動として「朝読」や読み聞かせの時間などを多くの学校が実施しているなど、子どもの読書習慣を形成する上で学校は大きな役割を果たし、これまでの読書活動推進を先導してきました。

こうした中、学校教育法の一部改正や学習指導要領の改訂などで、各教科における言語活動の充実や、学校における言語環境の整備などが掲げられました。このことから、今後とも学校には子どもの発達段階に応じて「読む力」が育まれるよう、司書教諭を中心に校内における協力・連携体制を確立し、各教科、特別活動などを通じて効果ある読書活動を継続していくことがより一層求められます。

また、子どもの自発性、主体性に基づく読書活動を支援し、「読む力」を伸ばしていく上で、学校それぞれに特色ある取組も大切です。

さらに、学校PTA活動などを通じて広く保護者への呼びかけや啓発活動を進め、家庭と連携し子どもの読書活動推進を支援していく必要があります。

◆具体的施策

子どもが継続した読書習慣を身に付け、その「読む力」が育まれ、伸ばされるよう、それぞれの学校が家庭や地域との連携を深めながら特色ある取組を進めるとともに、小学校、中学校、高等学校までの学校生活を通じた一貫性ある読書活動の継続的な推進をめざします。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
12	読書活動を取り込んだ学校教育の推進	<p>○各学校において「子ども読書活動推進の年間計画と読書計画」の目標を定めた取組を促進します。</p> <p>○読書時間の確保とともに、読書指導、各教科・特別活動・総合的な学習における学校図書館の利用を促進します。</p> <p>○インターネットや携帯電話などを通じた情報の入手・利用の適切なあり方を習得できるよう、発達段階に応じた情報リテラシー教育*を推進します。</p>	継続追加	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>・市民図書館</p>
13	読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実	<p>○司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるように校務の分掌を整備し、各学校の実情に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。</p> <p>○効果的な読書指導のための校内研修・情報交換の機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進に関する研修機会への教職員の参加を働きかけます。</p>	継続追加	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>・市民図書館</p>
14	学校と市民図書館との連携事業の推進	<p>○学校と市民図書館などとの連携を密にし、図書館資料の団体貸出サービスの利用を通じた学級文庫の充実や教材としての活用を図ります。</p> <p>○市民図書館やボランティアの協力のもと、学校におけるおはなし会の開催や図書館訪問、職業体験授業を奨励します。</p> <p>○市民図書館と学校図書館担当者(司書教諭ほか)との連絡会議の定例化を図ります。</p> <p>○学年に応じたブックリストを活用し、子どもの読書活動の日常化への動機づけを図ります。</p>	継続追加	<p>◎教育指導課</p> <p>◎市民図書館</p> <p>◎小・中学校</p>

* 情報リテラシー教育：携帯電話やパソコンなどの情報メディアから得られる大量の情報の中から、自分が必要とする情報を取捨選択し、調べものをしたり、意思決定したり、表現したりするなど適切に情報を使いこなすための知識や能力を養うための教育。

(2) 魅力ある利用しやすい学校図書館の整備充実

第1次計画では、司書教諭の全校配置に向け県へ働きかけを行うとともに、市民による学校図書室支援ボランティアを養成しその協力を得ながら、学校図書館の環境面の整備充実に取り組んできました。

しかし、アンケート調査結果によると、「読みたい本が置いてない」「図書館が開いていない」「図書館にだれもいない」などの理由で学校図書館を利用していない児童・生徒が半数を超えるなど、学校図書館が抱える課題が象徴的に現れています。

第2次計画では、子どもの要望に応えられるよう蔵書を充実させるとともに、子どもと本をつなぐ人材の重要性を踏まえ、今後とも司書教諭の専任化や学校図書館専門員の全校配置を進めます。また、司書教諭と学校図書専門員、そして学校図書室支援ボランティアとの連携のもとに、子どもにとって魅力ある利用しやすい『本がある 人がいる 行ってみたくなる』学校図書館づくりに取り組みます。

また、学校図書館には、子育て支援、健全育成の観点から子どもの「居場所づくり」としての機能などの社会的要請が高まっており、今後の望ましい運営のあり方について検討・研究していくとともに、教職員との協力・連携体制の充実を図ります。



◆具体的施策

学校図書館に求められる「読書センター」や「情報センター」、「学習センター」としての機能を十分発揮するため、図書資料の充実や施設・設備の計画的な整備充実をめざします。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
15	学校図書館の図書資料の充実	<p>○市民図書館との連携を密にし、子どもの読書状況を把握しながら図書資料の選定について研究を深め、市民図書館の団体貸出を利用するなど、学校図書館の図書資料の充実に計画的に取り組みます。</p> <p>○興味や関心が大きく広がり、流行にも敏感な中高生の様々な読書ニーズに的確に応えられるよう、図書資料の収集や本の紹介に工夫を加えるなど、サービスの充実に取り組みます。</p>	継続	<p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>・市民図書館</p>
16	学校図書館のあり方に関する検討・研究	<p>○今日の社会的要請を踏まえながら、子どもにとっても魅力ある利用しやすい学校図書館づくりに向けた検討・研究を、市民図書館や関係機関などと連携し取り組みます。</p>	新規	<p>◎教育総務課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>・市民図書館</p>
17	司書教諭などの研修機会の充実と校内の緊密な協力・連携体制の確立と司書教諭の専任化	<p>○児童・生徒の読書活動に対する指導や学校図書館の運営において中心的な役割を果たす司書教諭などの研修機会を充実します。</p> <p>○市民図書館と藤沢市学校図書館協議会（SLA）及び藤沢市小学校教育研究会（藤小研）図書館部会との定例的な協議や研修の場をつくっていきます。</p> <p>○学校における読書活動の推進や学校図書館の運営について教職員の理解を深め、各学校内のより緊密な協力・連携体制の確立に取り組みます。</p> <p>○司書教諭の専任化について県に要望します。</p>	継続 追加	<p>◎教育総務課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p>
18	学校図書館専門員の全校配置	<p>○司書教諭と連携・協力し、児童・生徒などの読書ニーズに応えられる学校図書館の運営を図るため、市内小・中学校への学校図書館専門員を全校配置するとともに育成、研修の充実を進めます。</p>	新規	<p>◎教育総務課</p> <p>◎学務保健課</p> <p>◎教育指導課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>・市民図書館</p>
19	学校図書室支援ボランティアの育成と連携強化	<p>○学校図書室支援ボランティアの力を生かすため、学校の教職員が共通理解を持ち、司書教諭が中心になってボランティアと話し合いを進め、各学校の実情にそった協力体制を構築します。</p>	継続 追加	<p>◎教育指導課</p> <p>◎生涯学習課</p> <p>◎小・中学校</p> <p>◎特別支援学校</p> <p>・市民図書館</p>

3 地域のちからをつなげるために

(1) 読書活動推進の拠点として利用者に身近な市民図書館・市民図書室づくりとネットワーク化の推進

本市では、「いつでも、どこでも、誰でも、何でも」の理念のもと、子どもをはじめ全ての市民ができるだけ身近で本に親しめるよう、市内全域に広がる4つの市民図書館と11の市民図書室のサービス網を確立し、図書館サービスの充実に取り組んできました。

特に、児童書の蔵書の充実を図るとともに、乳幼児や小学生を主対象とした「おはなし会」をボランティアの協力のもとに実施するなど、様々な児童サービス*を展開しており、市民図書館登録率や利用率は全国的にみても高い水準を堅持しています。

こうした取組の一方で、アンケート調査では「時間的な余裕がないから」「(図書館に)行く習慣がないから」「(利用するには)遠くて不便だから」という声も寄せられています。

第2次計画では、図書館施設・設備や図書資料の一層の充実を図り、子どもや保護者が利用しやすい、身近で親しみのある図書館づくりに取り組みます。また、地域の子どもに関わる施設や学校・ボランティアとの協力・連携をさらに深め、家庭・学校・地域が全体として子どもの読書活動を推進していくよう努めます。

◆具体的施策

子どもの読書活動を支援・推進していく上で、市民図書館・市民図書室に求められる役割が十分果たせるよう、子どもをはじめ市民のだれにでも親しまれる魅力ある図書館づくりや本などを手軽にいつでも利用できるようサービスの充実を図っていくとともに、その専門的機能を活かし家庭・学校・地域における読書活動の取組への多面的、積極的な支援をめざします。

* 児童サービス：公共図書館で提供するサービスで、主に乳幼児から小学生・中学生を対象とするもの。
本の紹介や本選びの援助、読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク、おはなし会などの開催や学級訪問などが含まれる。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
20	図書資料の充実	○子どもたちの多様な読書要求に応えられるよう、絵本・児童書・紙芝居など収集方針にそった資料の充実を図ります。	継続	◎市民図書館
21	快適な市民図書館の環境づくりの推進	○子どもたちが自ら自由に本を探し、落ち着いて本を読んだり、学習したりできるよう、快適な環境や空間づくりに努めます。 ○社会状況の変化をみながら、デジタル情報に対応するIT環境の整備について検討します。	継続	◎市民図書館
22	市民図書館の情報発信機能の充実	○『図書館だより』やホームページを充実し、さまざまな本の紹介や行事などの情報を発信します。 ○子ども向けのホームページによる情報発信について検討します。	継続 追加	◎市民図書館
23	レファレンスサービスの充実	○子どもたちが、気軽に調べものや、本について相談ができるような体制づくりを進め、レファレンスサービスを充実します。	継続	◎市民図書館
24	すべての子どもが利用しやすい市民図書館サービスの充実	○子どもにとってより身近な市民図書館・市民図書室で、読みたい本がいつでも利用できるよう、図書館間の連携を図ります。 ○障がいのある子どもや外国人の子どもなど、特別な配慮が必要な子どもにとっても等しく利用できるよう、関係機関などと連携し、点字図書や母国語の図書資料を充実し利用を促進します。また、障がいのある子どもへの宅配サービスの周知と利用促進を図ります。	継続	◎市民図書館
25	保護者や保育・教育関係者への働きかけ	○子どもの年齢や成長に合わせ、多様な興味に対応したさまざまな本のリストを作成・配布します。 ○乳幼児期からの、絵本とのふれあいや読書の意義を伝えるパンフレットの作成・配布を行い、関連する講演会を実施します。 ○保育・教育の現場に関わる方に対し、子どもと本に関連した現場の課題をふまえた研修の機会を提供します。	継続	◎保育課 ◎市民図書館 ・子育て支援課 ・こども健康課 ・学務保健課 ・生涯学習課

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
26	ボランティアの養成と相互連携機会の充実	<p>○ボランティアに対する研修機会を充実し、子どもの読書活動推進の目標に沿った効果的な活動が行われるよう意識啓発を図ります。</p> <p>○活動の意味・目的を共有しながら、ゆるやかなネットワーク化を図り、全体として計画性のある体系的な活動が進められるよう、ボランティア間の交流会や市民図書館とボランティアとの交流会など、相互の交流機会を充実します。</p>	継続	◎市民図書館 ・生涯学習課
27	学校等との連携事業の推進	<p>○学校図書館の運営に対する支援を行います。</p> <p>○団体貸出による学校図書館等の図書資料の充実に向けた支援を行います。</p> <p>○研修会開催や学校図書室支援ボランティアへの協力や相談に対応します。</p> <p>○図書館訪問や職業体験授業の奨励や協力、学校におけるおはなし会などへの協力や相談に対応します。</p> <p>○市民図書館と藤沢市学校図書館協議会（SLA）や藤沢市小学校教育研究会（藤小研）図書館部会との定例的な意見交換や研修の機会を充実するとともに、学校図書館担当者（司書教諭など）との連絡会議の定例化を図り、相互の協力・連携体制を強化します。</p> <p>○リサイクル資料の提供をします。</p> <p>○レファレンスサービスによる授業の充実に向けた支援を行います。</p>	継続	◎市民図書館 ・教育指導課 ・小・中学校 ・特別支援学校
28	市民図書館内の体制充実	<p>○子ども読書活動推進上の市民図書館・市民図書室の位置づけや役割を十分認識し、一体的な取組が行われるよう、担当職員の研修を行い、専門性や意識の向上とともに、全館的な協力・連携体制を確立します。</p>	継続	◎市民図書館

(2) 地域の子ども関連施設における読書環境整備とネットワーク化の推進

市内の各地域には、子どもが日常的に利用する児童館が5館、地域子供の家が17か所あり、小規模ながら本のコーナーが設置されたり、地域のボランティアによるおはなし会が開催されたりしています。

他にも、地域子育て支援センターやつどいの広場、あるいは児童クラブ、放課後子ども教室など子育てを総合的に支援する拠点があり、子どもとともに過ごす遊び場、育児相談、親同士の交流、あるいは子どもの居場所づくりに寄与するとともに、その活動の中で読み聞かせが行われているケースもあります。

また、地域文庫においても、地域の有志が個人で、あるいは近隣のグループが、自宅の一室や地域の集会所などを使って、本の貸出や集まった子どもたちに読み聞かせなどの活動を行っています。

第2次計画では、幅広い年齢層の子どもが集い、また、保護者が参加する機会を捉え、市民図書館との連携・協力体制を深め、子どもの豊かな読書環境づくりの一翼を担うとともに、保護者などへ読書活動推進について広く意識啓発を図ります。

さらに、地域住民による主体的な活動が継続されるよう、引き続きそれぞれの管理主体と市民図書館とが連携し、団体貸出の実施や選書方法の助言など、積極的に活動の支援に努めます。



◆具体的施策

子どもにとって身近な施設である、地域の児童館や地域子供の家、公民館などのほか、子育て支援関連施設などとの連携を密にし、市民図書館と連携しながら本のコーナーなどの整備充実やおはなし会などの自主的な開催に努めるなど、子どもが気軽に本に親しみ、読書の楽しさを知る環境づくりをめざします。また、保護者や地域住民への意識啓発の機会づくりに努めます。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
29	図書資料の充実	<p>○市民図書館からの団体貸出や、市民図書館・市民図書室のリサイクル資料の活用などを通じて、図書資料の充実を促進します。</p> <p>○図書資料の充実のため、市民図書館からの「おすすめの本のリスト」などや子どもの本に関する情報を提供し活用を促進します。</p>	継続	<p>◎子育て支援課</p> <p>◎青少年課</p> <p>・市民図書館</p>
30	本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進	<p>○ボランティアとの連携も図りながら、地域の諸施設におけるおはなし会などの機会を充実し、身近で子どもが本に親しむ機会を提供するとともに、保護者などの読書相談に対応していきます。</p> <p>○市民図書館や公民館などで行われる子どもの読書に関する講座や研修会の機会を利用し、保護者や地域住民の子どもの読書活動推進に関する理解を深めていきます。</p>	継続	<p>◎子育て支援課</p> <p>◎青少年課</p> <p>・市民図書館</p>
31	関連施設との相互交流の推進	<p>○子どもや保護者が集まる関連施設（機会）との相互の意見交換や情報交換の機会を設け、子どもと本をつなげる環境づくりを進めます。</p>	継続	<p>◎子育て支援課</p> <p>◎青少年課</p> <p>◎市民図書館</p>

(3) 地域での読書活動を支える人材の育成とネットワーク化の推進

子どもの読書活動の推進を支えていくためには、子どもの生活のさまざまな場面でいかに多くの大人が関わっていくかが大きな鍵であり、地域社会全体が「子どもと本をつなぐ人」となることが重要です。

本市では、昭和40年代頃から、子どもの読書に関心を持つ市民が各地域で文庫や読書会を始め、市民図書館が中心となってゆるやかにネットワークをつくり、ともに情報交換や研修を重ねてきました。

市民図書館では、昭和61年に初めておはなし会ボランティアを公募し、職員とボランティアの協働体制によるおはなし会が始まりました。現在、図書館・図書室おはなし会ボランティアをはじめ、展示ボランティア、配架ボランティア、映画会ボランティア、高齢者・障がいのある方への宅配ボランティアなど、数多くの方々が活動されています。

また、市民図書館以外でも、「生涯学習大学かわせみ学園」の「おはなしボランティア養成コース」と「学校図書室支援ボランティア養成コース」修了生によるボランティア、小学校等において読み聞かせを行っているPTAや個人、グループなど、子どもと読書に関するボランティアの活動は多分野にわたり、その数はますます増加しています。

第2次計画では、様々な活動や人材の育成を支援するとともに、地域のNPO組織も含め、ボランティア活動全体について活動実態を把握し、ボランティアとしての活動希望領域と受入希望をコーディネートする機能を確立することが求められています。

また、市内で活躍している多くのボランティアが相互に情報交換や意見交換を行うなど、水平型のネットワークづくりが進められるよう、そのための仕組みづくりをめざします。



◆具体的施策

「生涯学習大学かわせみ学園」のボランティア養成コースの受講を促進するなど、継続的にボランティアの育成を図っていくとともに、研修機会を充実しボランティアの資質向上を支援します。

また、市民活動推進センターなどと連携を図り、多くの機会を捉えながら各団体活動のPRを行うとともに、ボランティア活動のコーディネートを行い、活動を支援します。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
32	ボランティアの養成と活動への支援の充実	○「生涯学習大学」のボランティア養成においては、ボランティアを受け入れる施設・機関と協議し連携します。 ○子どもに関わる施設・機関やボランティアに対し、子どもと読書に関する研修機会の充実を図ります。	継続	◎生涯学習課 ◎市民図書館 ・子育て支援課 ・青少年課 ・教育指導課 ・小・中学校 ・特別支援学校
33	関連施設とボランティアとの連携支援	○ボランティアガイドラインの設定やボランティアマニュアルを作成し、子どもと読書に関わるボランティアを必要とする施設・機関での受け入れ態勢の整備を進めます。	継続	◎市民図書館 ・子育て支援課 ・青少年課 ・生涯学習課
34	ボランティア相互のネットワークの拡大	○子どもの読書活動推進に関わる地域の多様なボランティア活動が相互に連携しながら効果的な活動を行うとともに、相互の研鑽を図ることができるよう、意見交換などの機会を提供し、それぞれの活動の自主性を尊重するゆるやかなネットワークづくりを広げていきます。	継続	◎市民図書館 ・子育て支援課 ・青少年課 ・教育指導課 ・生涯学習課
35	ボランティアや NPO 活動などのコーディネート機能の確立	○市内の数多いボランティア活動や NPO 活動の実態を的確に把握し、活動内容を PR するとともに、子どもの読書活動推進のためにボランティアの協力を求める側との調整を図るコーディネート機能を確立します。	新規	◎市民図書館

(4) 市民に対する読書活動推進の意識啓発と情報提供

子どもの読書活動を推進するためには、市民一人ひとりが理解を深め、読書に関心を持ち、地域社会全体として、子どもの自主的な読書活動を支えていく活動や風土づくりが求められます。

市民図書館では、子どもの読書活動推進について広報や「図書館だより」などの媒体を利用した情報提供に努めるほか、各種の講演会・講習会を通じても広く市民の啓発に努めてきました。

また、「子ども読書の日」には、「みんなでつくろう！本の木」として市民図書館4館で子ども自らが本の紹介をする事業を実施するなど、社会全体に読書の意義や重要性についての理解が深まるよう取り組んでいます。

第2次計画では、これまでも子どもの読書活動推進に関して様々な取組を行い充実を図ってきた市民図書館や学校から、家庭や、地域の様々な場へもその輪を広げていくことを主眼に、広く市民への啓発活動を継続し展開していきます。

また、市民による子どもの読書活動推進のための具体的、実践的な取組が広がることを願い、市内外での先駆的な取組について情報を収集し、家庭や学校、地域などへの情報提供の充実に努めます。



◆具体的施策

広く市民への啓発活動を充実し、子どもの読書活動推進に向けた市民の機運を高めていくとともに、家庭や地域において大人が自らの行動で示し、それぞれの家庭ごとの創意工夫で取られるよう、働きかけていきます。また、そうした動機づけのため、市内外の様々な取組事例などについて、情報提供の充実に取り組みます。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
36	「子ども読書の日」などにおける啓発事業の推進	○「子ども読書の日」や「読書週間」などに合わせ、市民図書館・市民図書室や学校などにおいて、工夫を凝らした催しや行事の実施に努め、広く子どもの読書活動に対する理解や関心を深めていきます。 ○市民図書館、学校、市民団体、NPOなどが連携・協力し、子どもが読書に親しむ機会となる事業を実施します。	継続 追加	◎市民図書館
37	市広報やホームページなどによる情報の積極的発信	○市や図書館の広報紙やホームページのほか、子育て家庭の利用が多い「子育てネットふじさわ」など多くの媒体を活用し、子どもの読書活動に対する理解を深めるとともに、市内外の先駆的な取組事例などの情報を積極的に発信します。	継続 追加	◎市民図書館 ・子育て支援課
38	子どもの読書活動推進のための講座などの継続的实施	○家庭教育学級をはじめ各種講座を通じて、保護者や子どもの周りの大人を対象に、子どもの読書の重要性や読み聞かせ方法などに関する講座や講習会の開催に努めます。	継続	◎生涯学習課 ◎市民図書館 ・子育て支援課



(5) 計画の効果的な推進体制づくり

子どもの読書活動の推進には家庭・学校・地域などが連携・協力し、一体となって進める必要があります。

また、子どもの読書活動推進の取組を全市的に広げていくためには、市民図書館や保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校など市内各地域にある施設・関係機関が密接な連携・協力体制を構築していくことが不可欠です。

さらに、子どもの読書活動の推進の上で大きな力となっているボランティア活動についても、子どもと読書に関わる各種ボランティアの育成や相互連携の緊密化はもとより、各地域で活動している各種団体との連携・協力体制も不可欠です。同様に、市内各地域の地域活動とも協働していくことが、子どもの読書活動を支えていく上で重要であることは言うまでもありません。

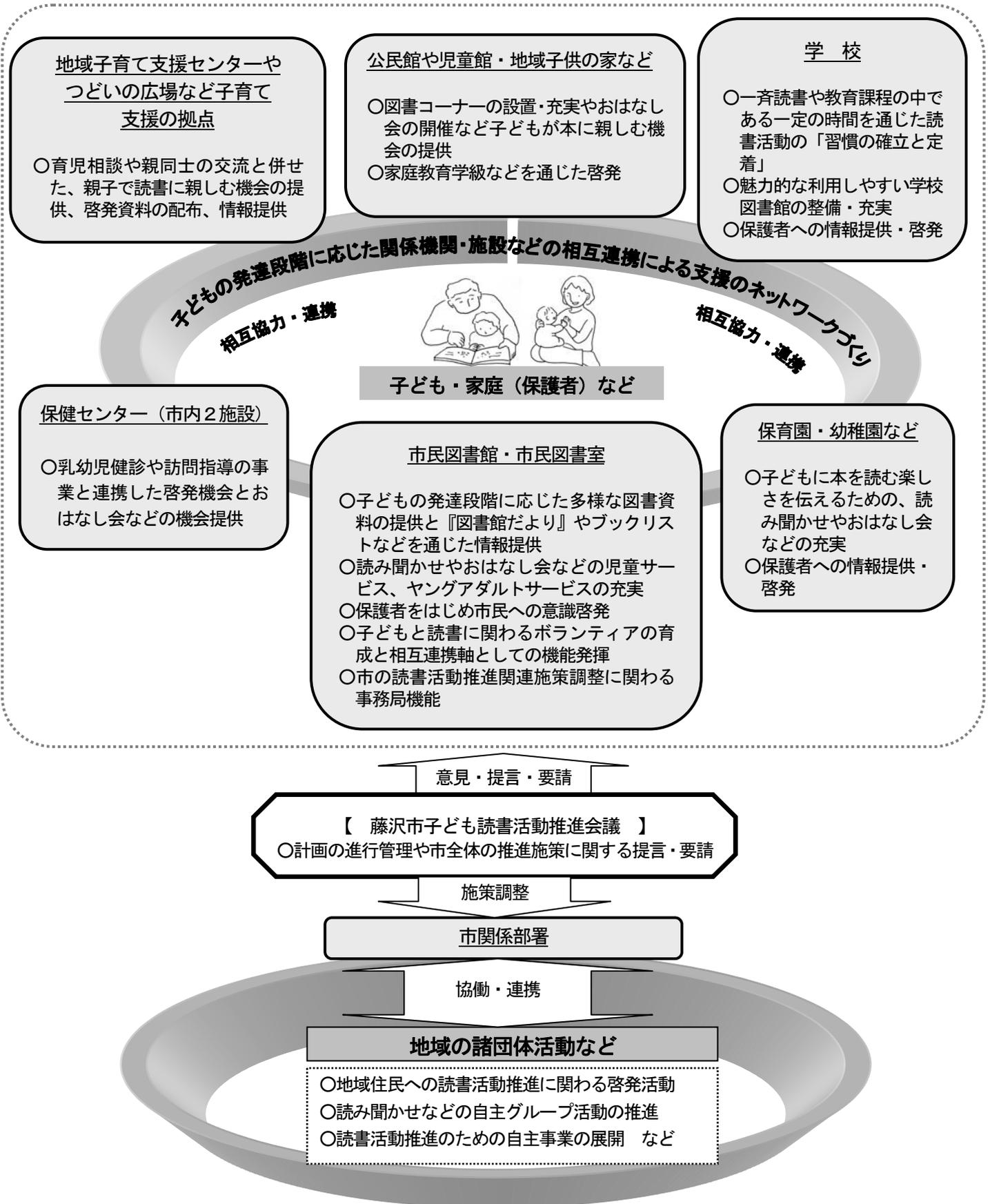
このため、「藤沢市子ども読書活動推進会議」を通じ、関係施設・機関・団体などとの連携を確保しながら、毎年度の進捗状況を把握し、検証するとともに、関連施策・事業のあり方について適宜、必要な見直しを行い、計画の円滑かつ効果的な推進に取り組みます。

◆具体的施策

「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」を円滑かつ効果的に推進するために、家庭・学校・地域が連携・協力し一体となって取り組む体制づくりに努めます。

No.	具体的事業	事業の内容	区分	関係部署等
39	「藤沢市子ども読書活動推進会議」の開催	○計画の効果的な推進に当たっては、家庭・学校・地域の子どもの読書活動に関わる関係者で構成する「藤沢市子ども読書活動推進会議」を開催し、計画に基づく事業等の取り組み状況についての協議を行うほか、効果的な読書活動の推進について意見交換や情報収集を行います。	継続	◎市民図書館

図表 12 子どもの読書活動推進のための横断的、重層的なネットワークづくり（イメージ図）



資料編

1 策定経過

(1) 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会

実施年月日	会議名等	内 容
2009年(平成21年) 9月9日	第1回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) 辞令交付 (2) 自己紹介、委員長・副委員長選出 (3) 「藤沢市子ども読書活動推進計画」及び 改定スケジュールについて (4) アンケート調査の実施について
2010年(平成22年) 1月21日	第2回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) アンケート調査実施状況について (2) 「藤沢市子ども読書活動推進計画」の評価について (3) 各課の子どもを対象とした取組と、子どもの 現状について
3月18日	第3回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) アンケート調査報告書について (2) 計画策定に向けての意見及び討議
5月19日	第4回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) 計画策定に向けての意見及び討議
7月15日	第5回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) 計画策定に向けての意見及び討議
8月5日	第6回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) 計画策定に向けての意見及び討議
12月6日	第7回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) 計画策定に向けての意見及び討議
12月22日	第8回 藤沢市子ども読書活動推進計画 策定委員会	(1) 計画策定に向けての意見及び討議

(2) 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会

実施年月日	会議名等	内 容
2009年(平成21年) 7月29日	第1回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)「藤沢市子ども読書活動推進計画」及び 改定スケジュールについて (2)平成20年度実施事業及び平成21年度予定について (3)実施事業の自己評価及び点検について (4)アンケート調査項目について
8月18日	第2回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)実施事業の評価について (2)アンケート調査項目について
9月24日	第3回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)各課の子どもを対象とした取組と、子どもの 現状について
10月27日	第4回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)各課の子どもを対象とした取組と、子どもの 現状について
11月26日	第5回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)各課の子どもを対象とした取組と、子どもの 現状について
2010年(平成22年) 1月7日	第6回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)各課の子どもを対象とした取組と、子どもの 現状についてのまとめ
2月25日	第7回 藤沢市子ども読書活動推進計画 作業部会	(1)アンケート調査報告書について

2 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会

(1) 設置要綱

藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 藤沢市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という）を策定（改定）し、子どもの読書活動に係わる施策の推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定（改定）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は、17名以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 子どもの読書活動推進関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2011年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところに

よる。

(作業部会)

第8条 第2条の所掌事務の細部について検討するため、市職員等で組織する作業部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則(昭和43年規則第22号)に定めるところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生涯学習部総合市民図書館において総括し、及び処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

2009年9月～2010年3月（敬称略 順不同）

	氏名	選出区分	備考
委員長	菊地 彰子	学識経験者	神奈川県 子どもの読書活動推進会議委員
副委員長	小野 隆弘	社会教育関係者	藤沢市社会教育委員会議
委員	新出 辰恵	学校教育関係者	藤沢市小学校長会
	山口 道子	学校教育関係者	藤沢市中学校長会
	平田 スエ子	幼児教育関係者	特定非営利法人藤沢市幼稚園協会
	遠藤 真澄	子どもの読書活動推進関係者	図書館・図書室 おはなし会ボランティア
	笠原 作磨	市民公募	
	牛久保 さおり	市民公募	
	青柳 茂	生涯学習部長	
	脇田 秀樹	子育て支援課長	
	山崎 秀男	保育課長	
	高橋 建二	こども健康課長	
	青木 玲子	青少年課長	
	茂木 利夫	教育総務課長	
	吉田 早苗	教育指導課長	
	熊谷 正明	生涯学習課長	
古谷 一幸	総合市民図書館長		

【事務局】

内藤 彰 総合市民図書館主幹
五島 陽子 総合市民図書館主幹補佐
饗庭 寛子 総合市民図書館上級主査
郡司 麻友子 総合市民図書館 事務員
川口 曜 総合市民図書館 事務員

2010年4月～（敬称略 順不同）

	氏名	選出区分	備考
委員長	菊地 彰子	学識経験者	神奈川県 子どもの読書活動推進会議委員
副委員長	小野 隆弘	社会教育関係者	藤沢市社会教育委員会議
委員	新出 辰恵	学校教育関係者	藤沢市小学校長会
	山口 道子	学校教育関係者	藤沢市中学校長会
	平田 スエ子	幼児教育関係者	特定非営利法人藤沢市幼稚園協会
	遠藤 真澄	子どもの読書活動推進関係者	図書館・図書室 おはなし会ボランティア
	笠原 作磨	市民公募	
	牛久保 さおり	市民公募	
	中村 亮一	生涯学習部長	
	脇田 秀樹	子育て支援課長	
	青木 正己	保育課長	
	高橋 建二	こども健康課長	
	中村 千夏	青少年課長	
	中島 徳幸	教育総務課長	
	吉田 早苗	教育指導課長	
	秋山 曜	生涯学習課長	
古谷 一幸	総合市民図書館長		

【事務局】

内藤 彰	総合市民図書館主幹
五島 陽子	総合市民図書館主幹補佐
饗庭 寛子	総合市民図書館上級主査
郡司 麻友子	総合市民図書館 事務員
川口 曜	総合市民図書館 事務員

3 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会

(1) 設置要綱

藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、「藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」第8条に基づき、藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、藤沢市子ども読書活動推進計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる関係課の原則として上級主査級以上の職員をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、総合市民図書館職員をもって充てる。

2 部会長は、作業部会を代表し、その所掌事項を総括する。

3 副部会長は、生涯学習課職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、総合市民図書館において総括し処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

＜別表1＞	
部会長	総合市民図書館
副部会長	生涯学習課（生涯学習担当）
委員	教育指導課 小学校教諭 中学校教諭 総合市民図書館 生涯学習課（大学担当） 青少年課 保育課（幼稚園担当） 保育課（保育士） こども健康課（保健師）

(2) 委員名簿

2009年7月～(敬称略 順不同)

	部署名	氏名	役職	
部会長	総合市民図書館	内藤 彰	主幹	
副部会長	生涯学習課(生涯学習担当)	中島 淳一	課長補佐	
委員	教育指導課	志水 敦子	指導主事	
	小学校教諭(大道小学校)	山口 晃史	総括教諭	
	中学校教諭(明治中学校)	菊池 洋子	総括教諭	
	生涯学習課(大学担当)	浜田 知子	課長補佐	
	青少年課	新井 弘行	上級主査	
	保育課(幼稚園担当)	大沢 絢美	事務職員	
	保育課(保育士)	松尾 とよ	上級主査	
	こども健康課(保健師)	内田 由美	主査	
	総合市民図書館		五島 陽子	主幹補佐
			饗庭 寛子	上級主査
			郡司 麻友子	事務職員
			川口 曜	事務職員
		(南市民図書館)	朝倉 比呂子	専門業務員
		(辻堂市民図書館)	飯島 美春	上級主査
(湘南大庭市民図書館)		小林 恭子	事務職員	

【事務局】

五島 陽子 主幹補佐
 饗庭 寛子 上級主査
 郡司 麻友子 事務職員
 川口 曜 事務職員

4 アンケート調査の実施概要と結果の要約

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、平成 18 年度に策定した「藤沢市子ども読書活動推進計画」が平成 22 年度で期間終了するにあたり、現行計画の実施状況及び国・県の動向を踏まえ、平成 23 年度からの計画として改定作業を行うための資料とすることを目的とする。

2. 調査の設計

本調査の設計は以下のとおりである。

- ① 調査対象：藤沢市内在園の幼児の保護者
藤沢市内在学の小学生（2年生・5年生）・中学生（2年生）・高校生（2年生）
とその保護者
- ② 配付数：保護者 1,195 人・小学生（2年生・5年生）460 人・
中学2年生、高校2年生 あわせて 502 人
- ③ 配付施設：下記のとおり

	幼稚園・保育園		小学校			中学校		県立高等学校		
				2年	5年					
藤沢村岡地区	わかふじ幼稚園	20	大道小学校	37	28	藤ヶ岡中学校	37	市内 全校	湘南高等学校	41
鵠沼・片瀬地区	片瀬のぞみ幼稚園	20	鵠沼小学校	30	35	鵠沼中学校	36		藤沢高等学校	31
辻堂地区	辻堂二葉幼稚園	35	八松小学校	36	29	高浜中学校	31		藤沢西高等学校	40
明治・大庭地区	藤沢若葉幼稚園	36	小糸小学校	29	31	明治中学校	33		藤沢工科高等学校	40
遠藤・御所見地区	秋葉台幼稚園	32	秋葉台小学校	34	34	御所見中学校	36		大清水高等学校	31
長後・湘南台地区	青木幼稚園	31	長後小学校	35	37	湘南台中学校	35		藤沢総合高等学校	35
六会・善行地区	藤沢芙蓉幼稚園	31	大越小学校	34	31	善行中学校	36		湘南台高等学校	40
市立保育園	湘南台保育園	28								

- ④ 調査方法：各施設へ調査票を持ち込み、クラス毎に配付
各家庭毎（保護者のみ、又は保護者と児童・生徒）に郵送回収
- ⑤ 調査期間：平成 21 年 11 月 11 日（水）～12 月 21 日（月）

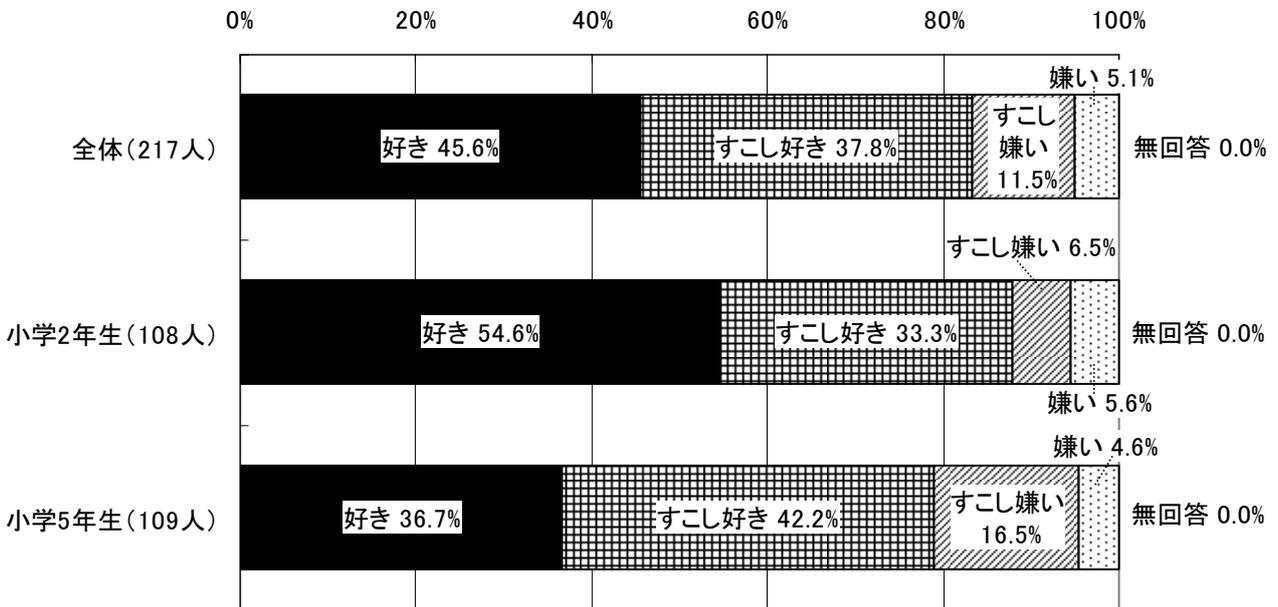
3. 回収結果

本調査の回収結果は以下のとおりである。

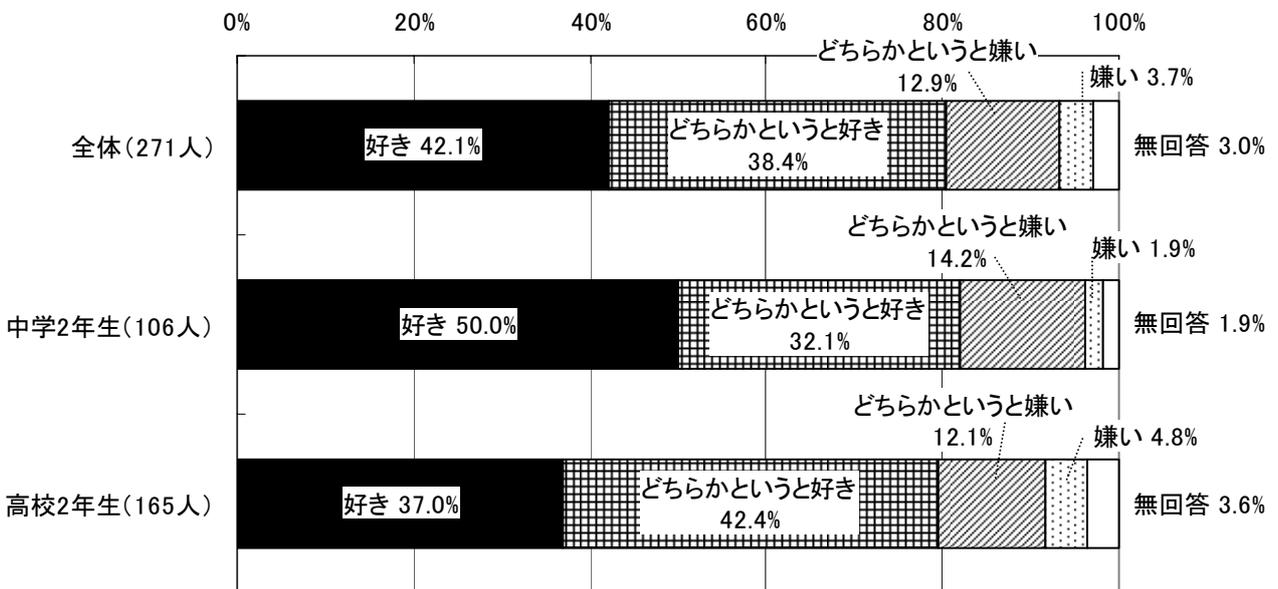
	保護者	小学生 (2年生・5年生)	中学2年生 高校2年生	合計
配付数	1,195	460	502	2,157
有効回収数	514	217	271	1,002
有効回収率	43.0%	47.2%	54.0%	46.5%

(2) 結果の要約

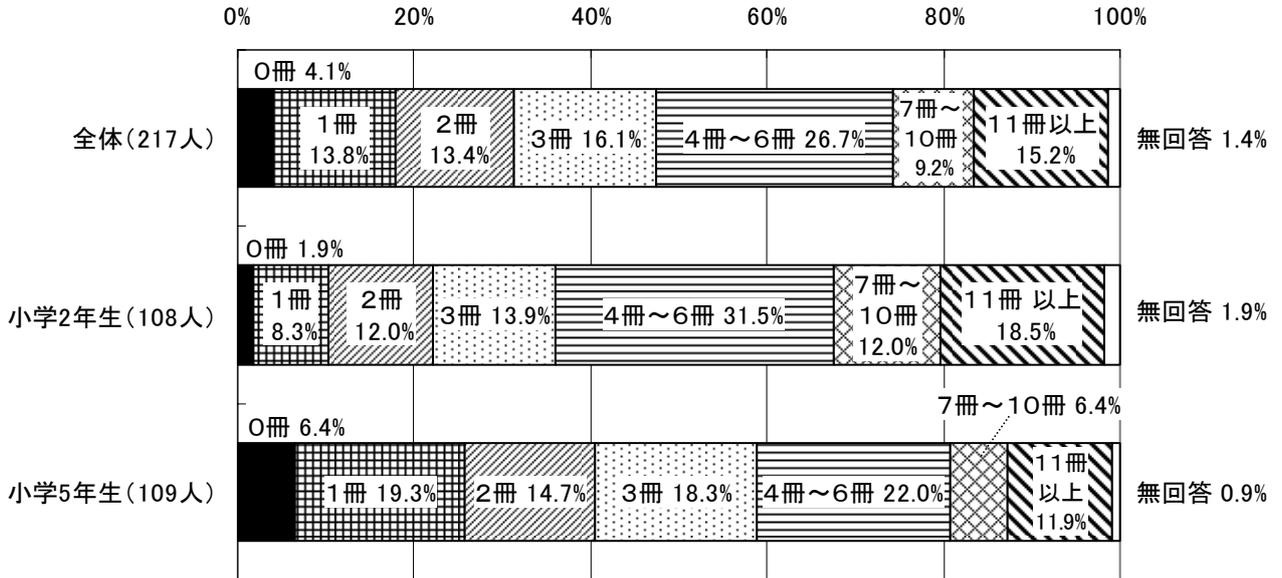
■ 本の好き嫌い 小学生 ■



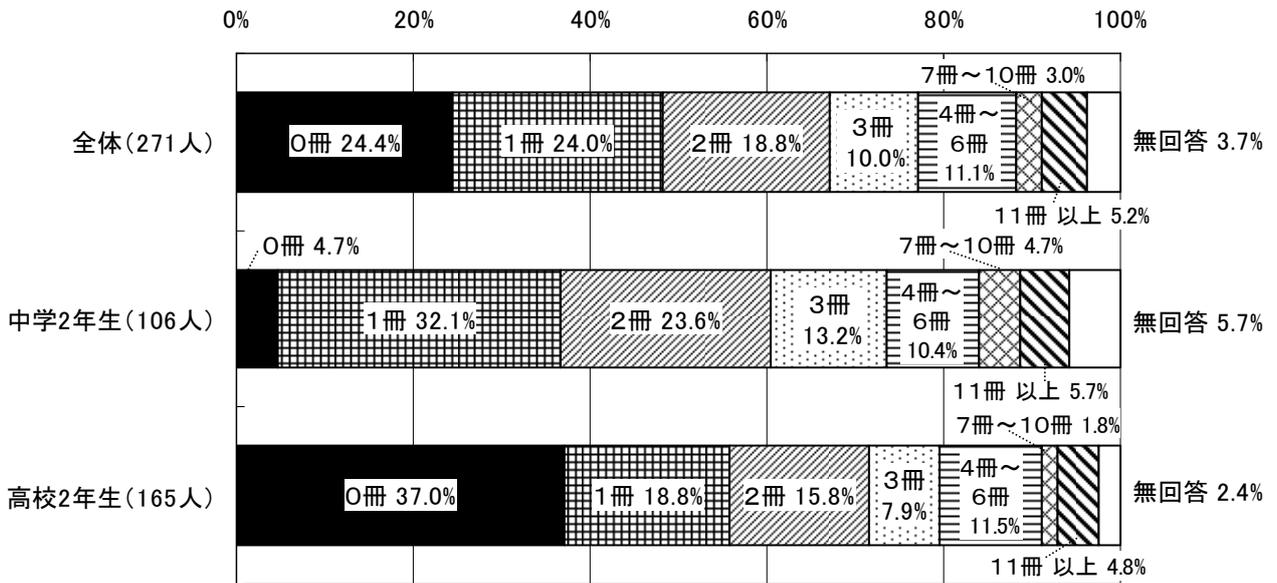
■ 本の好き嫌い 中高生 ■



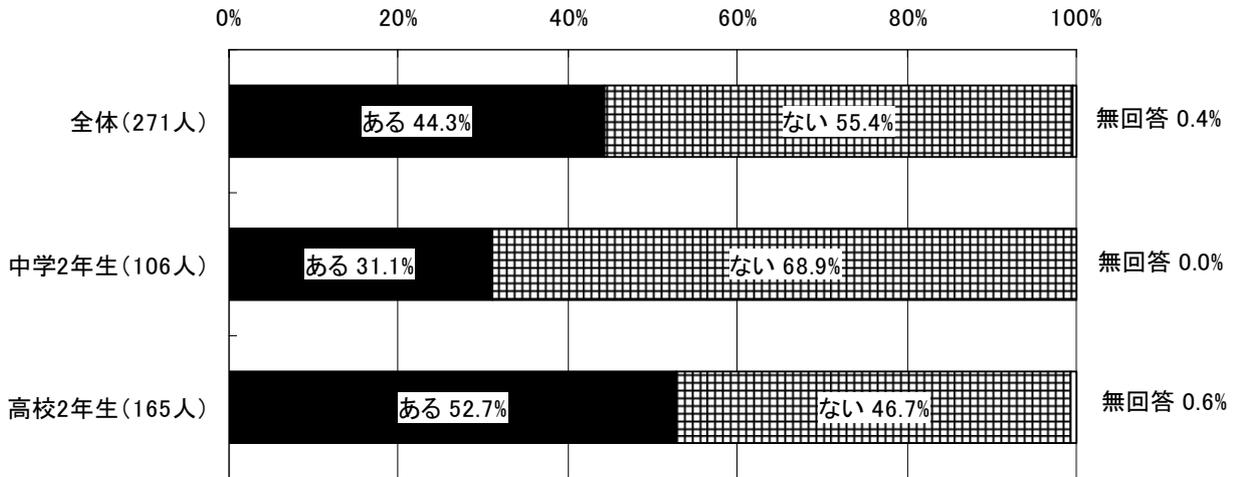
■ 先月1か月に読んだ本の数 小学生 ■



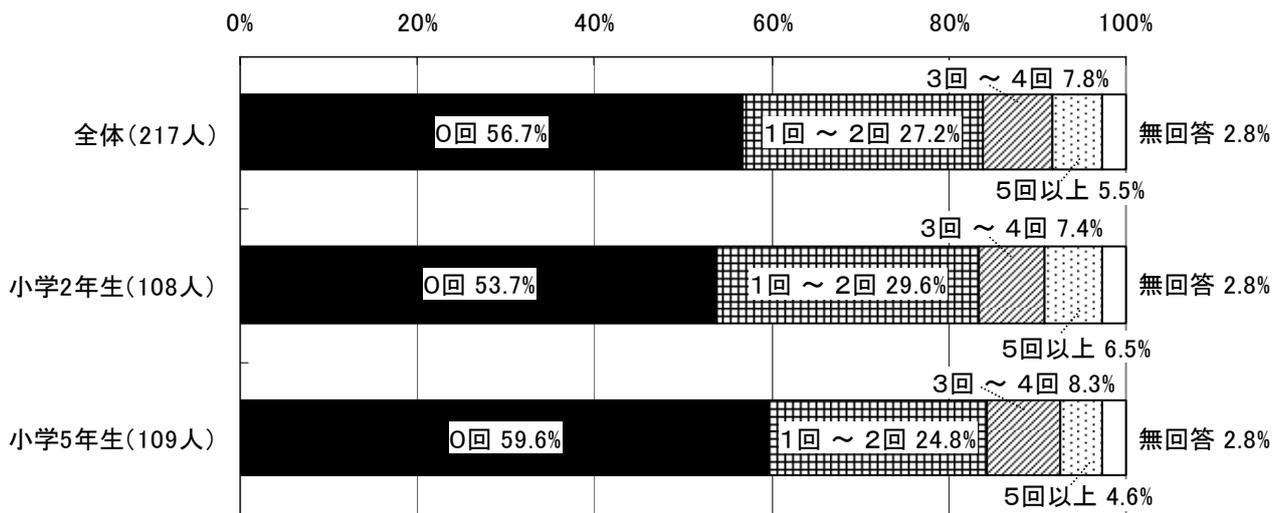
■ 先月1か月に読んだ本の数 中高生 ■



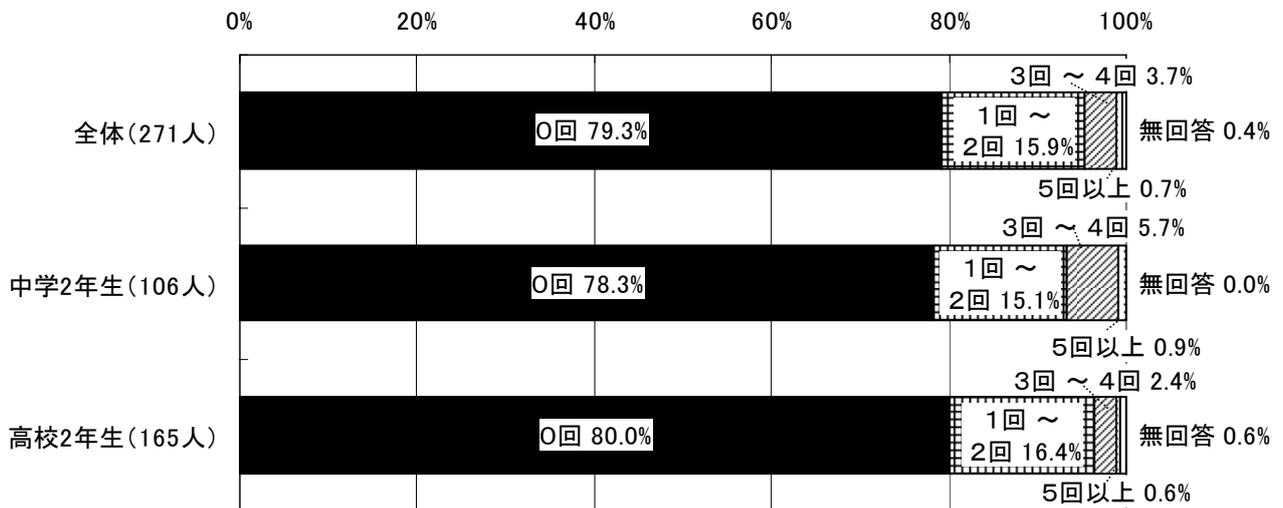
■ ケータイ小説を読んだ経験 中高生 ■



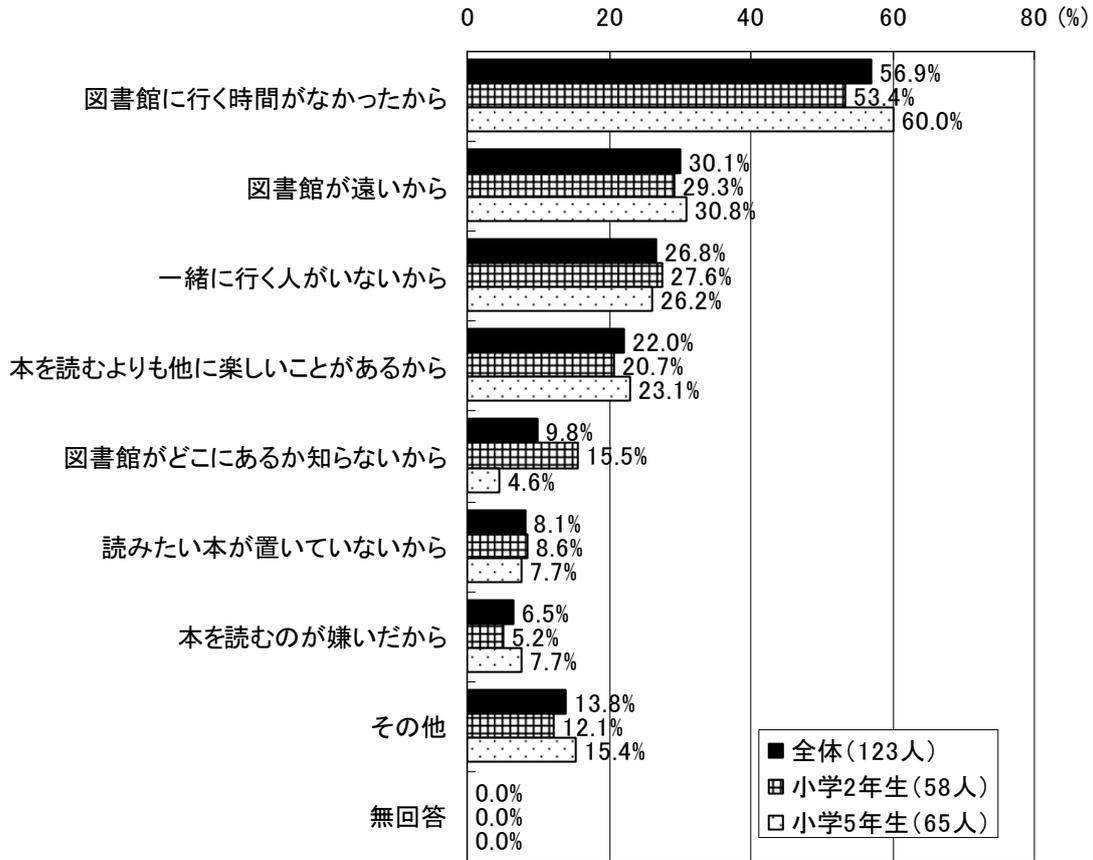
■ 先月1か月に地域の図書館に行った回数 小学生 ■



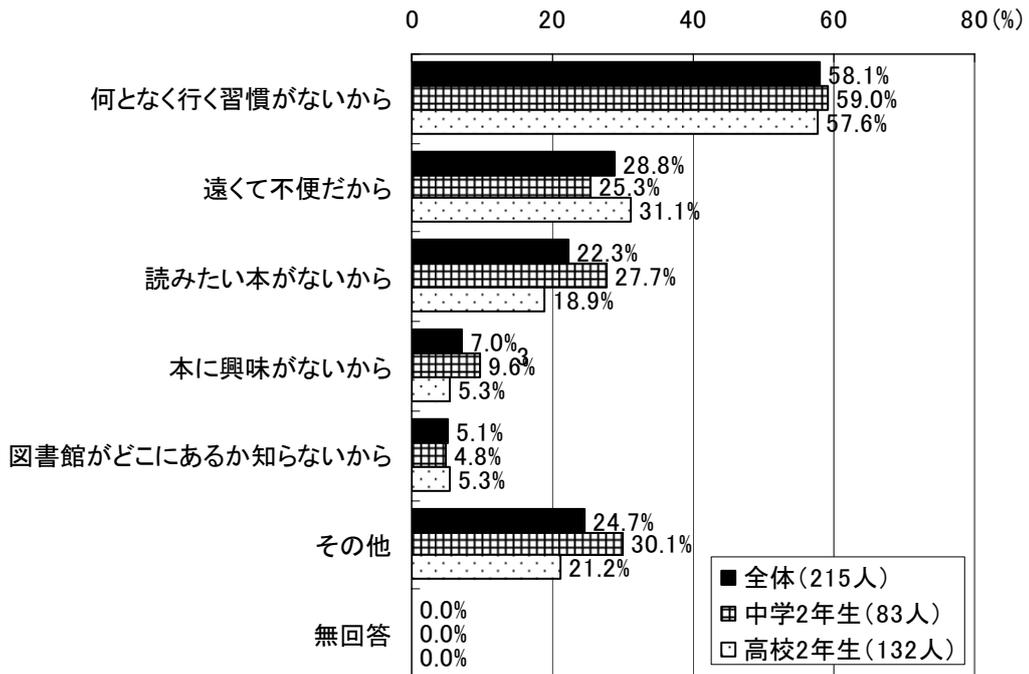
■ 先月1か月に地域の図書館に行った回数 中高生 ■



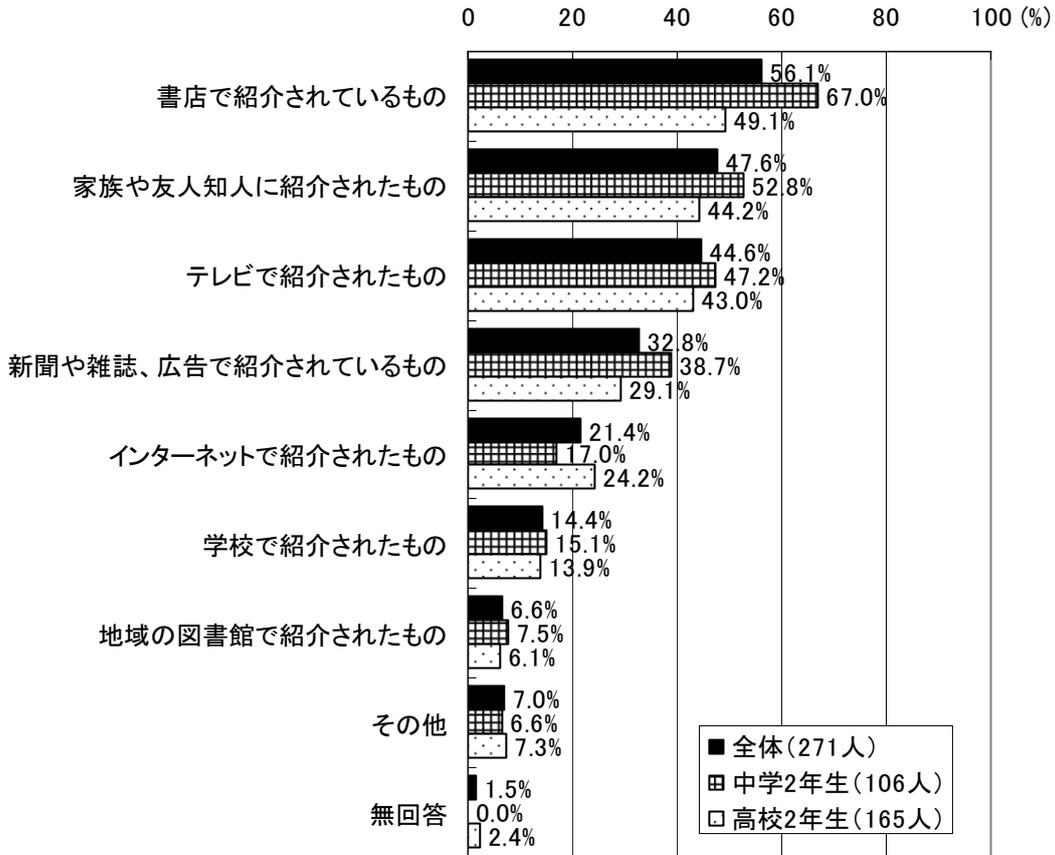
■ 先月1か月に地域の図書館に行かなかった理由 小学生 ■



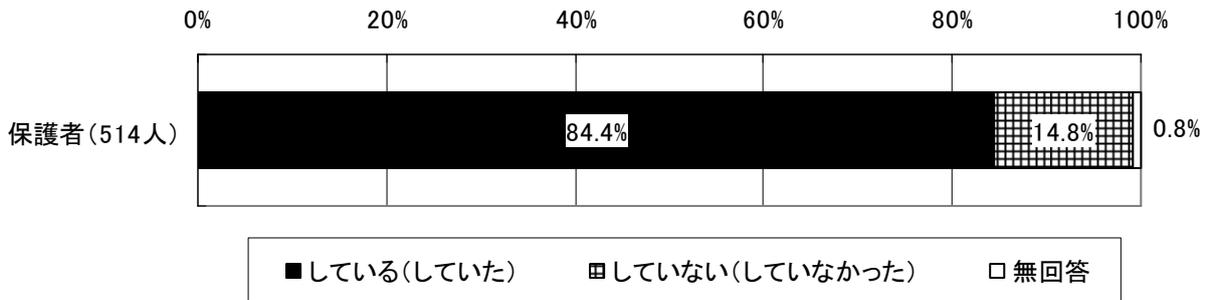
■ 先月1か月に地域の図書館に行かなかった理由 中学生 ■



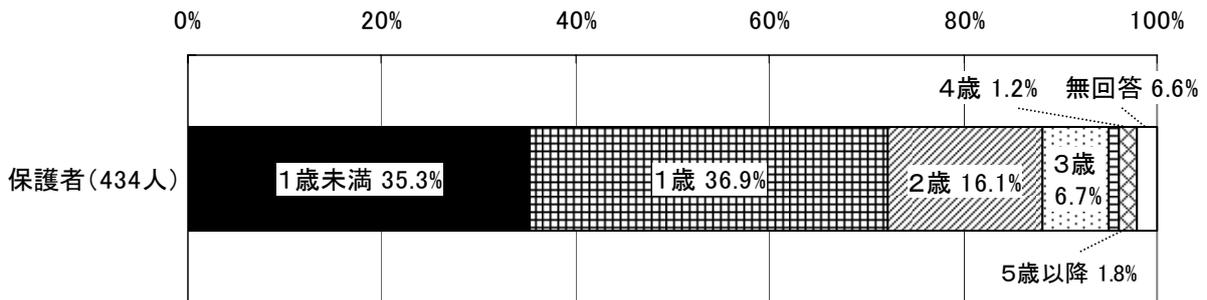
■ 本を選ぶときの情報 中高生 ■



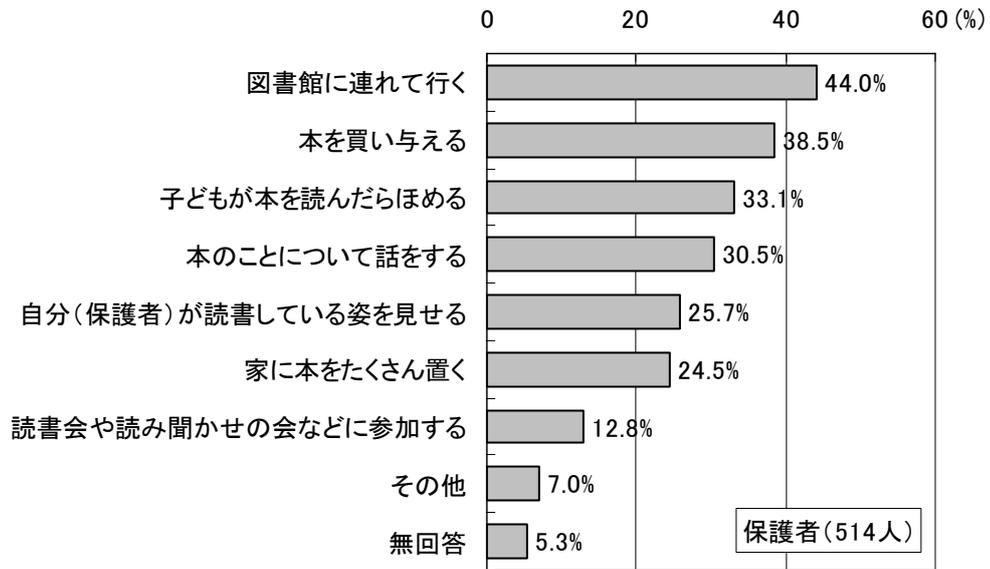
■ 読み聞かせをしているか (していたか) 保護者 ■



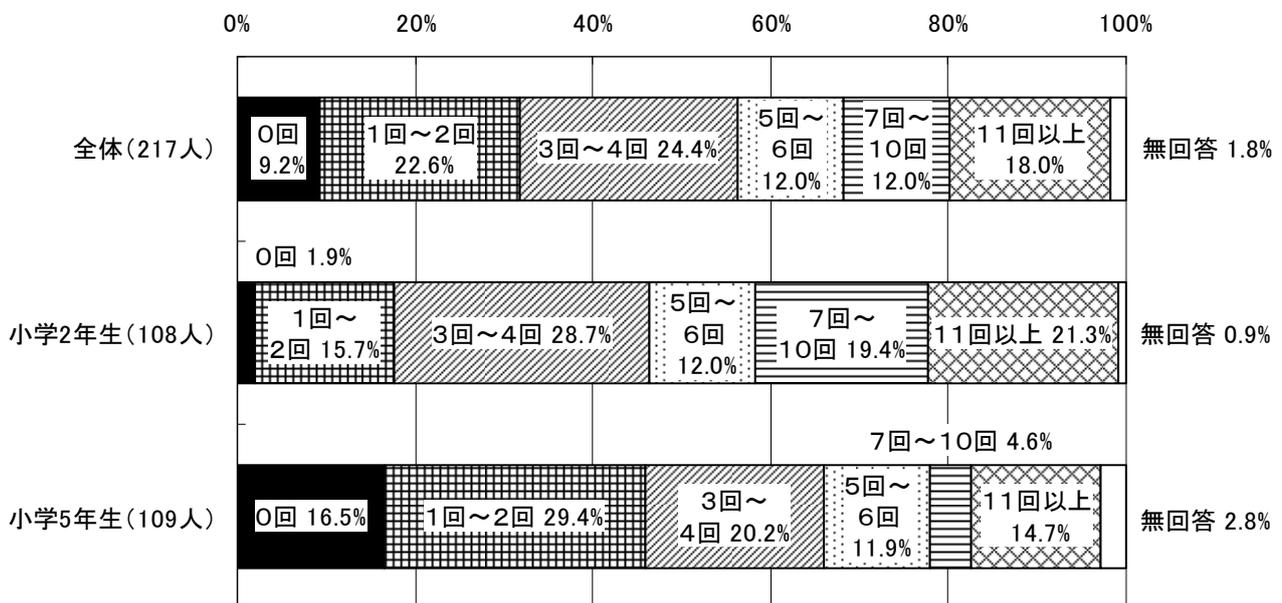
■ 読み聞かせを始めたときの子どもの年齢 保護者 ■



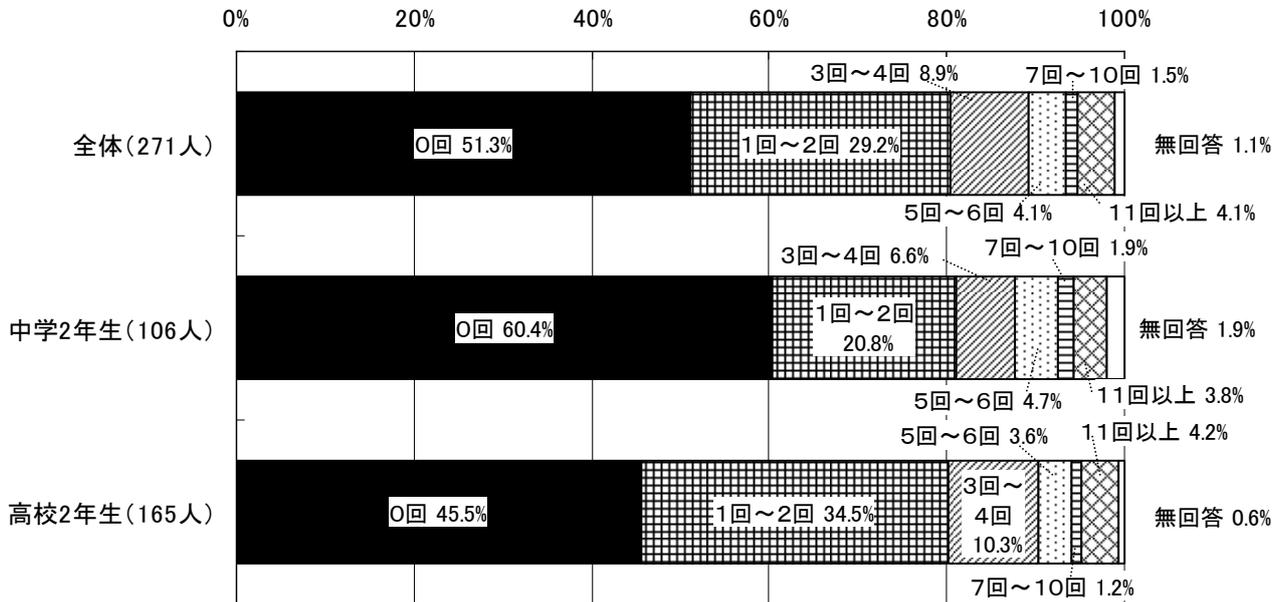
■ 子どもの読書活動推進のためにやっていること 保護者 ■



■ 先月1か月の間に学校の図書室へ行った回数 小学生 ■



■ 先月1か月の間に学校の図書室へ行った回数 中学生 ■



5 パブリックコメントの実施概要と結果

(1) パブリックコメントの実施概要

1. 内容 「ふじさわ子ども読書プラン2015（仮称）」
第2次 藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）について
2. 実施期間 2010年（平成22年）10月5日（火）～11月3日（祝・水）
3. 周知方法 「広報ふじさわ」でお知らせを行い、各市民図書館、各市民図書室、市役所受付案内、市政情報コーナー、各市民センター、公民館で閲覧を行うとともに、市のホームページの「パブリックコメント」に掲載しました。
4. 募集方法 各市民図書館、各市民図書室へ直接持参、総合市民図書館へ郵送、FAX、インターネットによる募集を行いました。

(2) 実施結果

1. 意見等を寄せられた方 60 名 14 団体 合計 74 通

2. 意見の総件数 211 件

3. 内訳

分類		件数
1	子どもの身近にいる大人について	7件
2	学校図書館の充実・整備について	16件
3	学校図書館の資料	12件
4	学校司書・司書教諭・専門員	45件
5	学校図書館と市民図書館の連携	7件
6	朝読	2件
7	教育・授業	8件
8	学校教職員の研修	2件
9	学校での読み聞かせ	5件
10	保育園・幼稚園	4件
11	おはなし会	9件
12	市民図書館の情報提供	6件
13	市民図書館の資料	2件
14	市民図書館職員の研修	4件
15	市民図書館の充実・整備について	4件
16	市民図書館のサービス	13件
17	図書館以外の場所	3件
18	ブックスタート	11件
19	ブックトーク	1件
20	市民図書館の選書	5件
21	乳幼児が本と触れ合う場の拡大	1件
22	「地域の力」について	4件
23	ボランティア	9件
24	第1次計画について	3件
25	全体について	11件
26	質問など	3件
27	キャッチフレーズについて	1件
28	誤字脱字指摘	1件
29	図書館運営	4件
30	本と出会う機会の提供	6件
31	その他	2件
合計		211件

6 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子どもの読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

平成13年11月30日 衆議院本会議にて決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

8 参考文献及び資料一覧

計画策定にあたり、参考とした資料を掲載します。

- ・「生きるための知識と技能 2 OECD生徒の学習到達度調査(PISA)―調査結果報告書―2003年」
国立教育政策研究所編 ぎょうせい 2004年12月
- ・「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画」(第二次計画)
神奈川県教育委員会 2009年 7月
- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次基本計画) 2008年 3月
- ・「最新図書館用語大辞典」 図書館用語辞典編集委員会編 柏書房 2004年 4月
- ・「読書世論調査2010年版」 毎日新聞東京本社広告局 2010年 3月
- ・「図書館情報学用語辞典」 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編 第3版 2007年12月
- ・「藤沢市子ども読書活動推進計画にかかわるアンケート調査」 藤沢市総合市民図書館 2009年11月
- ・「ブックスタートハンドブック実施編2005年度版(平成17年度)」
特定非営利活動法人ブックスタート 2004年 9月

ふじさわ子ども読書プラン2015

第2次 藤沢市子ども読書活動推進計画

2011年（平成23年）3月

発行 藤沢市総合市民図書館
〒252-0804 藤沢市湘南台7丁目18番地の2
電話 0466-43-1111 FAX 0466-46-1130
URL : <http://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp>
